

令和 8 年第 1 回湧別町議会定例会会議（第 3 日）

令和 8 年 3 月 1 0 日湧別町議会会議場に招集された。

1 応招議員は次のとおりである。

1 番 高 田 映 二	2 番 村 瀬 直 由	3 番 大 野 真 紀
4 番 竹 林 直 人	5 番 姉 崎 正 弥	6 番 檜 山 洋 一
7 番 関 野 一 良	8 番 村 川 勝 彦	9 番 小 形 秀 和
1 0 番 下 田 英 人	1 1 番 脇 坂 敏 夫	

2 不応招議員

なし。

3 出席議員は次のとおりである。

1 番 高 田 映 二	2 番 村 瀬 直 由	3 番 大 野 真 紀
4 番 竹 林 直 人	5 番 姉 崎 正 弥	6 番 檜 山 洋 一
7 番 関 野 一 良	8 番 村 川 勝 彦	9 番 小 形 秀 和
1 0 番 下 田 英 人	1 1 番 脇 坂 敏 夫	

4 欠席議員

なし。

5 地方自治法第 1 2 1 条の規定により議案の説明のため出席を求めた者及び説明の委任を受けて本会議に出席する者は、次のとおりである。

町長 加藤政弘、副町長 細川徳之、教育委員会教育長 阿部勉、総務課長 坂本雄仁、総務課参事 中川友広、企画財政課長 井上道也、企画財政課未来づくり担当課長 斉藤健悟、住民税務課長 岩瀬昌幸、農政課長 宮本則幸、農政課参事 山川渉、商工観光課長 大口貢、建設課長 北林孝之、建設課参事 細川聡、会計管理者 松下一彦、出納課長 松下一彦、水道課長 出口幹敏、水道課参事 細川聡、福祉課長 前野和憲、健康こども課長 大塚幸夫、健康こども課児童支援担当課長 牧村宣幸、水産林務課長 青山賢治、総務課総務グループ主幹 穴戸和幸、総務課広報・自治会グループ主幹 渡辺武文、総務課情報防災グループ主幹 宮坂達也、企画財政課企画財政グループ主幹 佐藤誠一、企画財政課未来づくりグループ主幹 渡辺政行、企画財政課未来づくりグループ主幹 廣井隆志、企画財政課財政グループ主査 峯田実、住民税務課住民生活グループ主幹 西堀真琴、住民税務課税務グループ主幹 坂田桂樹、農政課農政グループ主幹 竹中寿、商工観光課商工観光グループ主幹 鹿野峰志、商工観光課商工観光グループ主幹

稲田宏司、商工観光課商工観光グループ主幹 柴田信嘉、建設課管理グループ主幹 藤直樹、建設課管理グループ主幹 宇佐美大我、福祉課湧別庁舎窓口グループ主幹 松浦稔智、福祉課福祉グループ主幹 鈴木俊一、福祉課高齢介護グループ主幹 秋葉国宏、福祉課高齢介護グループ主幹 大西美樹、健康こども課医療グループ主幹 片桐圭輔、健康こども課子育て相談グループ主幹 杉森伸一、健康こども課健康相談グループ主幹 宮本義久、健康こども課健康相談グループ主幹 杉森伸一、健康こども課児童支援グループ主幹 鈴木大地、教育総務課長 佐藤美貴、教育総務課参事 綾部雅一、教育総務課給食センター所長 根子敏男、社会教育課長 西海谷巧、社会教育課参事 中島一之、教育総務課教育管理グループ主幹 大西久践、教育総務課学校教育グループ主幹 大西久践、社会教育課社会教育グループ主幹 藤本祐司、社会教育課図書館長 中島一之、社会教育課ふるさと館 J R Y 館長 中島一之、農業委員会会長 吉村智之、農業委員会事務局長 吉松智弘、選挙管理委員会委員長 高橋直司、選挙管理委員会事務局長 坂本雄仁、選挙管理委員会事務局次長 宍戸和幸、代表監査委員 水野豊、監査委員事務局長 近藤康弘、監査委員事務局次長 藪悟志

6 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長 近藤康弘、事務局次長 藪悟志

会 議 に 付 し た 事 件

別 紙 日 程 表 に 記 載 の と お り

令和 8 年第 1 回湧別町議会定例会

議事日程（第 3 日）

令和 8 年 3 月 1 0 日

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		一般質問
日程第 3	議案第 2 0 号	令和 8 年度湧別町一般会計予算
日程第 4	議案第 2 1 号	令和 8 年度湧別町国民健康保険特別会計予算
日程第 5	議案第 2 2 号	令和 8 年度湧別町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 6	議案第 2 3 号	令和 8 年度湧別町介護保険特別会計予算
日程第 7	議案第 2 4 号	令和 8 年度湧別町水道事業会計予算
日程第 8	議案第 2 5 号	令和 8 年度湧別町簡易水道事業会計予算
日程第 9	議案第 2 6 号	令和 8 年度湧別町下水道事業会計予算
日程第 1 0	同意第 1 号	教育委員会教育長の任命について
日程第 1 1	同意第 2 号	オホーツク町村公平委員会委員の選任について
日程第 1 2	承認	議員の派遣について
日程第 1 3	承認	閉会中の所管事務調査等の申出について (各常任委員会及び議会運営委員会)

開 会 宣 告（１０：００）

○議 長 ただいまの出席議員は11名でございます。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程でございますが、皆様のお手元に配付してあります日程により会議を進めたいと思います。よろしくご協力のほどお願いいたします。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、３番、大野君、４番、竹林君を指名いたします。

日程第２、これより一般質問を行います。

質問者の順序は、通告順により行います。議事進行上、質問者は質問の要旨が答弁者に分かるように具体的な質問をするようお願いいたします。なお、答弁者は質問の要旨を捉えて簡潔に、そして明瞭に答弁していただくようお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

７番、関野君。

○７ 番 それでは、議長の発言の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。私は、２項目について町長の考えを伺いたいと思います。

まず、１点目でございます。まちづくり懇談会での町民の意見をどう受け止めるかという表題でございます。１月20日、湧別宮の森センターを皮切りにまちづくり懇談会が開催され、要望のあった地域での懇談会が残り１か所となっておりますが、自分も７会場に出向き、町民からの町政運営に対する厳しいご意見を拝聴したところであります。町長として、これまでの懇談会を通じて町民の意見の受け止め、また感想をお聞かせください。

次に、２項目でございます。町長の報道に対する姿勢について。令和８年２月24日付の道新デジタル版に旧中湧別小学校の利活用について、複合施設として再編成するという記事が掲載されておりますが、議会に対する説明はなく、結果として既成事実化するおそれがあると考えます。今回の報道についてどのような意図があるのか説明願います。また、もし自分の考えと異なる報道がなされているのであれば、報道機関に対し注意や抗議をしているのか、そのことについても説明願います。

以上、２項目につきまして誠意ある回答をお願いします。

○議 長 町長。

○町 長 関野議員１点目のまちづくり懇談会での町民の意見をどう受け止めるかの質問にお答えしたいと思います。

１月20日から始まりましたまちづくり懇談会は、これまで12会場、15自治会で開催され、延べ555名の方に出席をいただき、あと１会場を残すのみとなって

まいりました。懇談会では、自治会の地域要望のほか道路維持や除雪などの生活に関わる部分や公共交通、熊対策、観光、産業振興など多岐にわたってのご意見、ご要望が寄せられ、町民の皆様のまちづくりに対する意識の高さを肌で感じさせていただきました。

私は、町長に就任して初めての懇談会でありましたので、寄せられたご意見、ご要望に即答できないこともありましたが、持ち帰り、しっかりと検討させていただくとしております。特に庁舎問題に関する質問や建設賛成、反対の双方のご発言が多く、町民の皆様の関心の高さがうかがえただけではなく、真剣にこの問題に向き合っていると感じております。庁舎問題のみならず、懇談会での意見につきましては真摯に受け止め、検討を重ねて、町長としての今後の政策に生かしてまいりたいと考えております。

次に、2点目の報道に対する私の姿勢についてのご質問にお答えいたします。新聞報道で、町長は新庁舎建設予定地だった旧中湧別小学校を子育て支援などを行う複合施設として再整備する考えを打ち出したという記事が掲載されました。これは、まちづくり懇談会での参加者と私のやり取りを記事として取り上げたものと思っております。私の発言の趣旨といたしましては、中湧別小学校だけではなく、学校統合によって廃校となった上湧別小学校や富美小学校、開盛小学校においても学校校舎の利活用を今後検討していかなければなりませんので、その活用を検討していく上では様々な方々の意見も聞きながら、議会とも検討していきたいと考えております。その検討過程においては、子育て支援や老朽化した社会福祉会館の代替施設などとしても活用できないか、また実施設計の内容についても参考にできるものがあれば参考にしていきたい、そういう趣旨で発言したものであります。

報道機関は、報道の自由に基づき取材し、責任を持って記事にしていると認識しております。私の主張は、その後のまちづくり懇談会においても説明させていただいております。個別に注意や抗議はしておりませんが、今後において事実と全く異なる報道がなされた場合には訂正を求めるなど対応してまいりたいと思っております。

以上、関野議員へのご回答とさせていただきます。

○議長 7番、関野君。

○7番 まちづくり懇談会につきまして町長から話ありましたけれども、今回のこのまちづくり懇談会に当たりまして、どういう形でこういう全地区ではなくて12会場、15地区ですか、開催されたのか。例えば自治会連合会において要望のある地域は云々、そういう形の中で開催されたのか、ちょっとその辺お聞かせください。

○議長 町長。

○町 長 関野議員の質問にお答えいたします。

このまちづくり懇談会は、各自治会に要望を取って、開催するか、しないか事前に募って、今回希望するということろだけ開催した経過がございます。

○議 長 7番、関野君。

○7 番 持ち時間1時間以内でやらせてもらいます。

次、私も7会場に行きましたけれども、やっぱりこのまちづくり懇談会の在り方を根本的に変えなければならないような気が私はしておりました。といいますのは、まちづくり懇談会でありますけれども、加藤町長を応援する人でしょうけれども、動員かけたみたいにとどの会場も大体人数来るのです。そして、まちづくり懇談会、地域の人にはあんまり発言ないのに、そういう方々が発言するということで、司会やっておりました総務課長が本当に汗だくになって仕切っておりましたけれども、その辺どうですか。まちづくり懇談会の開催の在り方、そういうことを考えてほしいと思いますが、いかがですか。

○議 長 町長。

○町 長 お答えいたします。

今回庁舎問題関連がございましたので、それに関係してどこの地区に行ってもよろしいですよということでご案内しております。したがって、その地区だけの方でなくて、よその自治会からも来られたし、そういうことで今回ご自由にご参加くださいということで進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 7番、関野君。

○7 番 ほかの地区から来るのは構わないのですけれども、地域の人が発言少なくて、そういう方々がすごく大きな声で発言しているので、やっぱりこれは別な形でまちづくり懇談会は懇談会、庁舎問題は庁舎問題みたいな形でやったほうがよろしいのかなと思いました。

それと、総務課長が司会やっておりますけれども、町長、やっぱり司会の総務課長が仕切るのではなくて、発言がおかしいのであれば町長自ら発言制止するだとか、そういうふうにしたほうが、いかがですか。私はそんなことを感じておりましたので。

○議 長 町長。

○町 長 おっしゃるとおりだと思いますが、今回は毎年開催している懇談会とやや事例が異なります。それは先ほど申し上げたとおりです。今回の進行は総務課長が行ったのですが、最初に自治会の方はご発言してくださいと。関野議員よく分かっていると思うのですけれども、7回も出ていらっしゃいますから。それで、地域の方の意見、要望がどうですか、もういいですかっていったときにはほかの自治会からのご意見、ご要望を賜りました。それで、地域の方々

が先ほど言いましたように地域の道路整備ですとか、特に今回熊対策、そういったものも要望はいただきましたので、今回は今までのやり方とちょっと方法が異なりますけれども、地域の要望はしっかり受け止めてまいりましたので、次年度検討してまいりたいと思っております。

○議 長 7番、関野君。

○7 番 ぜひ開催の在り方見直してください。あれはやっぱり地域づくりの懇談会ではありません。何か加藤町長を応援している方がみんなこの会場にもついてくるのです。そして、来ては発言して、自分たちの意見がさも正しいような意見を言って、ついてくるというのはそれはやっぱり、私7会場行きましたけれども、全く不自然に思えました。その点は、総務課長、本当に会議を仕切るのに汗だくになって仕切って、本当にそれはご苦労さまでしたと言いたいです。ですから、次年度から、町長、ぜひ懇談会の在り方考えてください。よろしくお願いします。

○議 長 町長。

○町 長 次年度からに向けて自治会ともよく協議しながら、まちづくり懇談会の在り方検討してまいりたいと思っております。

○議 長 7番、関野君。

○7 番 次、2項目いきます。あの新聞報道、中湧別小学校云々ということで出ておりましたけれども、町長は立候補、当選したときに凍結すると言っているのです、全て。何でこんなこと言うのでしょうか。こんなことから町民が混乱するのです。凍結と言っているのに、中湧別小学校を利活用するようなことが新聞報道で出てくると、町民がやっぱり惑わされるのです。凍結と言っていたのに、何でこんなもの出てくると。そして、オール湧別、オール湧別って、町長の言うオール湧別ってどうなのですか。何を指すのですか、オール湧別って。登栄床では厳しい意見聞きました、私も。本当に耳を塞ぎたくないような意見が多かったですけれども、その辺何か町長の考えるオール湧別、それとこういう利活用のことが出てきたということ、いかがなのか、ちょっとお聞かせください。

○議 長 町長。

○町 長 私の発言の趣旨としましては、中湧別小学校ということにも触れましたけれども、上湧別小学校、それから富美小学校、開盛小学校が廃校になっているわけですから、その4つの学校を含めて今後どういうふうに利活用を進めていったらいいか、今後地域の方、それから議会議員の方々ともよく相談しながら進めてまいりたいと思っております。いずれにせよ、私は今後も町民の融和を積極的に進めてまいりたいと考えております。

○議 長 7番、関野君、質問事項に沿った中での質問をお願いいたします。

7 番、関野君。

○7 番 私今2番目に質問しております。決して質問から逸脱しているわけではありません。

それで、中湧別小学校を利活用、これ町民惑わせます、町長。だって、凍結すると言っているのですから。町民は、全て含めて全部凍結というふうに理解しています。そして、オール湧別、オール湧別って分からないです。芭露地区からも上湧別と湧別町は離婚したほうがいいのではないかという意見も出てきています。そういう町民もおります。そんなふうにしてしまったのは何だったのですか、一体。私は、何を言っているのだ、100年かかって湧別、上湧別が結婚したのだと。たった16年か18年で離婚というのではないと思うけれども、そういう気持ちを抱かせてしまったのは、私は加藤町長に責任あると思います。いかがですか。

○議 長 町長。

○町 長 私も厳しい意見をたくさんお聞きしました。それは、関野議員出席しているからよくお分かりと思うのですが、今回庁舎問題については賛成意見、反対意見もよく聞いております。それで、今後時間がかかるとは思いますけれども、私は町民の方々に私の考えを皆さんに理解してもらって、今後町民の融和、そして町民一丸となってこの町の発展に尽くしていただくことを繰り返し申し上げてまいりたいと思っております。

○議 長 7 番、関野君。

○7 番 町長がそういう考えを持っているのであれば、ぜひなるべくそういう機会を早くつくってください。私も地域の人方にそういう機会を町長がつくるので、ぜひ参加してくれということをお伝えしますので、なるべく早く機会をつくってください。

以上です。

○議 長 7 番、関野君の質問が終わりました。

次に、1 番、高田君。

○1 番 私は、2つの項目につきまして質問をいたします。

まず、1点目でございますけれども、オール湧別を進めるためにはということで質問いたします。加藤町長におかれましては、昨年10月19日投開票による町長選挙におきまして初当選を飾られ、第4代の湧別町長に就任をされました。熾烈な選挙戦となりましたが、結果は民意の表れであり、評価であります。町民は、加藤町長に湧別町の屋台骨を託したわけであります。そして、終わればノーサイドです。これからは町民一丸となって融和を図り、スクラムを組んで前進すべきものと思います。そのためには、将来のまちづくりのビジョンを示され、その上で加藤カラーをしっかりと出していくべきものと考えます。その

実現のためには、オール湧別の機運を少しでも高めていく必要があるかと思っています。今後町長はどのような姿で町民の心を捉え、そしてまとめていきたいかのお考えをお聞かせください。

2点目でございます。ハッカはやみがえるかという題でございまして、本町は北見工業大学と包括連携協定を締結しました。加藤町長は、協定によりハッカ産地として栄えた湧別町の再興プロジェクトをスタートしたいと期待感を示されました。今世界的に天然香料の需要が高まっており、もともとハッカを育んだ地域の歴史があるので、大きなビジネスチャンスがあるのではないかと考えております。北見工業大学、陽川憲准教授は、オホーツク地方のハッカ栽培のきっかけをつくった湧別町を実証フィールドに、ハッカなどの香料作物の資源調査や栽培研究を進めたいと述べられております。これが実現されれば、いずれ新商品開発や販売開拓ができ、香りのツーリズムとしての利用も考えられ、本町のイメージアップにもつながると思います。今後どのような期待と方向性をお持ちか、ご所見をお聞かせいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 町長。

○町長 高田議員1点目のオール湧別を進めるにはの質問にお答えしたいと思います。

まちづくりを進めていくためには、私のカラーをしっかりと出すべきであり、どのように町民の心を捉え、まとめていくのかというご質問であります。昨年10月19日の町長選挙は、新庁舎建設の是非が最大の争点でありました。結果として、庁舎建設は凍結するという私の公約を支持する町民の方が多くなりましたが、私は町を分断するために町長選挙に立候補し、町長になったわけではありません。これまで繰り返し申し上げております。世代間のまた分断を進めようなどとは思ってはおりません。このことは、議会での所信表明やこれまでのまちづくり懇談会、そして町ホームページにおいても説明させていただいております。

議員おっしゃるとおり、選挙が終わればノーサイドであり、これからは町民一丸となって融和を図り、スクラムを組んで前進すべきであると私も思っております。そのために私の姿勢として大切に考えていることは、まずは現場主義の徹底です。机上で考えるのではなく、私自身が現場や各種会議、会合に積極的に出向いて、現状や問題を直接把握していき、政策判断に生かしてまいります。

次に、挨拶の徹底です。挨拶は、職員の敬意や存在承認を示し、信頼関係の構築や現場の円滑化、心理的な緊張緩和など、多くのプラス効果をもたらす行為であります。このことは、まちづくりを進める上での人間関係の深化にも寄

与すると思っておりますので、私だけではなく職員にも奨励し、役場全体として町民皆様との信頼関係を構築してまいりたいと考えております。

最後に、対話の充実です。町民の声なき声に耳を傾け、町民との対話を大切にしながら、知恵を出し、地域の課題解決に努めてまいります。当然そうしていく中で一つの行政課題に対し、異なる町民の意見、要望があることも想定されますが、町民目線で考え、様々な考え方をしっかりと理解した上で責任を持った判断をしてまいります。そして、政策判断をした際には議員の皆様ともしっかり相談し、議論をしてまいりたいと考えております。また、町民の皆様に対しても説明責任を果たしてまいりたいと考えております。それが議員の言われる融和を図り、オール湧別に向けて一步一步前進していくことになると思います。

次に、2点目のハッカはやみがえるかの質問にお答えいたします。昨年12月、北見工業大学との間で産業振興や地域経済の発展など5項目にわたる包括連携協定を締結しました。その具体的な取組の一つが本町を実証実験のフィールドとして活用し、ハッカをはじめとする香料作物の資源調査や栽培研究を推進していく計画であります。具体的には、本年4月の雪解け後からオホーツク湧別バイオガス株式会社のバイオガスプラント施設内にある試験圃場を活用し、数種類の香料作物などの栽培試験及び研究を開始する予定であり、現在北見工業大学と協議を進めております。

ご質問の今後の期待や方向性についてですが、かつて日本有数のハッカの産地として栄えた本町では香料作物の再興や持続可能な産業の創出、地域経済の活性化を目指すハッカの再興プロジェクトがスタートすることで、このプロジェクトを通じ将来的には栽培から商品まで一貫した産業体系の構築を図り、町のブランディング強化、新商品の開発、雇用の創出、さらには民間企業の参入促進などにつながるものと期待をしております。このプロジェクトについては、今春に予定している試験栽培を皮切りに本格的に動き出しますが、現時点では具体的な未来像を描くことが難しい部分も多くあります。北見工業大学が実施する試験研究などへの支援を進めると同時に町内の関係団体にも協力を依頼しながら、新たな可能性を模索していきたいと考えております。

以上、高田議員へのご回答とさせていただきます。

○議 長 1 番、高田君。

○1 番 再質問させていただきます。ちょっと要望的にもなろうかと思えますけれども。

まず、過去歴代の町長が定期的に機会を持たれておりました湧別高校生との対話、交流の場は、これからも大いに続けていくべきではないかと思います。それによりまして湧別高校への要望やら町への提言を求めることも必要ではな

いでしょうか。さらに、20代、30代、40代の若年青年層との意見交換をする機会を数多くつくり、様々なご意見をお聞きしながら、今後の町政推進のために大いに参考にさせていただいてはいかがでしょうか。また、役場職員とのコミュニケーションも大事なことでと考えておりますので、庁舎内での職場環境を良好にさせていただき、町民への行政サービスを図っていただきたいと思います。あるいは、町民の原点は湧別町を支える7,744人の町民一人一人の愛町精神ではないかと私は思っております。このことを決して忘れることなく、力強く湧別町を人と自然が輝くオホーツクのまちへとご尽力をいただきたいと思います。何か付け付け加えることがありましたらご答弁願いたいと思います。

○議 長 町長。

○町 長 高田議員の質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、湧別高校の件であります。私もしっかりと高校生の意見を聞いてまいりたいと思っております。私も議員時代は湧別高校生との意見交換会にも何度か出ておりますので、貴重な意見を聞いておりますので、町長としても意見を聞いてまいりたいというふうに考えております。

それから、若年層についてのご意見でございますが、私は若年層ばかりでなく、各世代の方々との意見交換会なども設けて、積極的に皆さんの意見を聞いてまいりたいと思っております。

それと、職場環境の件でございますが、これも同じです。職員の皆さんのいろいろな意見、要望を聞いて、職場環境に徹底してまいりたい、改善に徹底してまいりたいというふうに思っております。

いずれにせよ、総合計画に人と人が輝くということがありますが、この理念の下に私もこれから町政を進めてまいりたいと考えております。

○議 長 1 番、高田君。

○1 番 2 点目の再質問でございますけれども、北見工大の陽川憲准教授が立ち上げと言われております植物由来の有用成分、二次代謝物を製造する会社とは何らかの形で関わりを持っていくのかどうかということで、分かりますか。会社。

以上でございます。

○議 長 町長。

○町 長 関わりを持っていくというのは、北見工業大学ではなくてほかのいろんな各種……

○1 番 陽川憲准教授が立ち上げをするという会社。新聞に出ていました、新聞に。ごめんなさい。

○町 長 今後立ち上げというお話も聞いておりますが、もし立ち上げたならば私は支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○議 長 1 番、高田君の質問が終わりました。

次に、9 番、小形君。

○9 番 一般質問を町長にいたします。

湧別高等学校学生寮の2棟目建設計画を至急すべきではというお題目でやらせていただきたいと思います。湧高の学生寮は、湧高出身の長谷川芳博様のご寄附をいただき建設され、今春の運用の運びとなりました。初め心配された入室者の確保も予想以上にあったと思っております。道外から7名、道内から4名希望者があり、11室が決まりました。残りはバリアフリーを含む6室です。湧別町の入寮施設見学支援や入寮利用料の安価な点など湧別高校存続への支援策が功を奏し、念願の湧別高校の2間口が確保されました。高校関係者に聞きますと、生徒を全国募集をかけまして、初年度、入って1名か2名の入学者があるとのことであります。それを見たり聞いたりし、その話が広まり、次年度あたりから4名、5名の入学者になるとの形が取られるのがほとんどのようです。そのようなことがあり、大変驚かれておりました。令和9年の道外からの入学者は、少なくとも令和8年の入学者7名に近い数字はあるのではと話されておりました。よい方向に考えますと、令和9年、道外入学者7名、道内4名、令和10年度、道外入学者7名、道内4名の入寮希望者が見込まれます。念願の湧別高校の2間口が確保されたのに、学生寮が足りない状況が予測されます。町の湧別高校存続対策と寄附をいただいた学生寮のおかげで、長年頭を痛めていた湧別高校2間口は確保されました。よい施策の一過性で終わってよいのかと考える次第であります。入学する者を拒むことなく受け入れることは、湧別高校の存続に対する湧別町の本気度が試されております。

湧別高校出身の町長は、1学年4クラスで高校生活を過ごされております。町なかに若い高校生が少しでも多く見かけられるようなまちづくりをしていただきたいと思います。湧別町の人口減少を防ぐ対策と捉えず、人口増加を進める施策として進めることで、町長の考える以前のような華やかな中湧別につながるのではないのでしょうか。湧別高校寮2棟目建設に向け、至急建設計画を進めるべきと考えますが、町長の前向きな答弁をお聞かせください。

2つ目としまして、町長が執行方針でも話されておりますまちなか再生についてであります。令和8年度の町政執行方針の2、豊かな自然と産業がともに息づく活気あふれるまちづくり、農業、水産業、林業、商業、観光、産業間連携、まちなか再生、文化センターTOM周辺の活性化については一昨年から施設ごとの機能向上に関する検討を進めておりますと書かれており、本年はチューリップの湯、上湧別百年記念広場、中湧別駅跨線橋の機能向上に向け町民ワークショップを開催するなど、具体的な検討を進めてまいりますと書かれております。具体的にはどのようなことなのか、町長のお考えをお伺いいたします。

○議 長 町長。

○町 長 小形議員の1点目の湧別高校学生寮の2棟目建設計画を至急すべきではとのご質問にお答えしたいと思います。

湧別高校については、1学年2間口の維持を町の重要施策として位置づけ、中高一貫教育の推進、高校存続対策事業による各種支援、さらには高校の魅力化向上に取り組んでまいりました。昨年、湧別高校卒業生である長谷川芳博様より学生寮の建設、ご寄附をいただき、課題であった遠方からの生徒の受入れ態勢が整ったことで、これまでの施策が一体化した成果となりました。今春の湧別高校新入生は、6年ぶりに2クラス編制になる見通しとなっており、さらに令和8年度は道外やオホーツク管外からの入学予定の生徒、地域みらい留學生が11名であり、これは予想を大きく上回る人数で、学生寮の整備がその要因として大きく寄与していると考えております。今後も1学年2クラス編制を維持するためには、町内の義務教育学校卒業生数の推移を見据えながら、町外からの生徒の入学を積極的に促す必要があり、地域みらい留學生の継続的な募集、受入れは不可欠と考えられます。

そこで、小形議員から湧別高校学生寮の2棟目の建設設計を至急すべきではとのご質問にお答えしますが、私も議員と同様に早急な対応が必要と考えております。まず、令和9年度の地域みらい留學生募集については、現在の学生寮1階の客室6室を活用した受入れを考えております。次に、令和9年度以降の対応ですが、現状の学生寮の配置や土地の利用、今後の管理体制等を総合的に考えると、既存の学生寮に増築することが望ましいのではないかと考えております。そのため今後整備方針や財源、具体的なスケジュールなどを整理し、議会とも相談させていただきたいと考えております。

次に、2点目のまちなか再生についてのご質問にお答えいたします。まちなか再生、文化センターTOM周辺の活性化については、飲食店、宿泊施設、文化センターTOM、チューリップの湯、上湧別百年記念広場、旧中湧別駅跨線橋を5つのゾーンに区分し、それぞれの機能向上や活性化策を展開することで相乗効果を生み出し、人々が集まり、にぎわいのあるまちの創出を目指すもので、既に学生寮兼宿泊施設やコインランドリーの整備が終了するなど必要な施設が整っております。

これまでの経過に触れますと、まず庁舎内プロジェクトチームによる検討に始まり、令和6年度から地域力創造アドバイザーを招聘し、まちなか再生や5つのゾーンに求められる機能について先進事例を参考にしつつ、20代から40代の若手住民の参加によるワークショップを開催しております。令和7年度は、文化センターTOMの機能向上をテーマとして、引き続き若手住民によるワークショップを開催し、またチューリップ温泉や上湧別百年記念広場などが抱え

る課題や求められる機能について関係機関の皆さんとの協議を重ねております。

令和8年度の町政執行方針で述べましたまちなか再生について、具体的にはどのようなことなのかとの質問にお答えしますが、答弁の経過でも触れましたが、文化センターTOM周辺の全体的な活性化に向け、各ゾーンの機能向上策を検討してまいりましたので、今年度は特にチューリップの湯、上湧別百年記念広場、旧中湧別駅跨線橋の機能向上策について検討を進めてまいりたいと考えております。具体的には道の駅としての魅力度アップ、24時間トイレの機能不足への対応、駐車場の規模や安全性の改善、夜間の利用や車中泊利用者への配慮、インバウンド観光客への対応、老朽化した施設の整備と防災機能の強化、公園機能の向上と時代に合った施設整備の7点が必要であると考えており、これら課題の解決と具体的な整備内容について町民をはじめ関係機関の皆さんと共にワークショップを開催し、協議を進め、文化センターTOM周辺の活性化、全体的な構想のまとめにつなげてまいりたいと考えております。

以上、小形議員への回答とさせていただきます。

○議 長 9番、小形君。

○9 番 一番最初の湧高学生寮2棟目について前向きな検討をいただいているということで、ありがとうございます。

また、私は関係者等の話といたしましても学生寮の建設がやはり大きな要因であるという、高校の関係者等の説明のお話の中でもやはりこの寄宿舍が高校の2間口に大きく寄与しているということをおっしゃられましたということをお伝えしておきます。これがやはり今までの湧別町の施策とマッチしてなったかなと考えておるところでございます。今年度体制整えて、来年度はちょっと無理かなという感じもしますが、6室を使ってやるということで、急いでも建設は来年、再来年になるのかなと思っておりますけれども、増築にするのか、あるいは一戸建てにするか、その辺は2年度目の入学者を見ての検討になろうかと思っておりますけれども、私はもう一棟建ててもよいのかなという考えでおりますので、ぜひともそのぐらいの人数幅広く受け入れる体制を整えていただきたいものと考えておりますので、その辺は町長のお考えとしてはもう一度伺いしたいと思っております。

○議 長 町長。

○町 長 小形議員の質問にお答えしたいと思います。

私も待望の2クラスが実現して、大変うれしく思っております。これは、議員がおっしゃるとおり、寮の建設が大きな要因かと思っております。今後増築にするか、新たな建物にするか、これは慎重に検討してまいりたいと思っておりますし、財源の確保という大きな課題もございますから、こちら辺は皆さん

の意見を十分にお聞きしながら進めてまいりたいと考えております。

○議 長 9 番、小形君。

○9 番 ぜひとも進めていただきたいと思います。

それでは、2 番目といたしまして、まちなか再生ということで質問はしたのでありますけれども、具体的にこれから7点について項目を検討していくということでもありますけれども、町長の一般質問の答弁書にありますまちなか再生の箇所が豊かな自然と産業がともに息づく活気あふれるまちづくりというところで、先ほども言いましたけれども、農業、林業、商工業、水産業、観光、産業間連携、そしてまちなか再生ということが続いておりますので、私ちょっとこの中に合っているのかなと思いつつも見ておったのですけれども、たまたま昨日、ちょっと本題から外れたらあれかもしれませんけれども、町長の選挙当時の話を新聞で拝見することがありまして、その中に町長は、地域振興ということといいますと同じ道の駅で愛ランドユーの再生を検討し、湧別ならではの大自然や観光資源をPRし、観光客増大を図りますと、選挙の公約ですか、新聞等に載っておりました。それは相手候補と対する体制のところ載っておったのですけれども、この同じ観光施設でも、観光というところにはチューリップの湯等のことも大きく書かれ、40周年ということでもありますし、まちなか再生ということもまた道の駅だとかと同じような感じなのですけれども、確かにチューリップの40周年、TOM、まちなか再生もそうだと思いますけれども、もう一つ湧別には独特な観光施設であります道の駅ともなっておりますファミリー愛ランドユーというのがありますから、その辺のことについて、この施設は北見と湧別にしかないような子供の遊具施設でありますので、その辺もしかよくて答えられるのであればちょっとその辺のこともお伺いしたいと思いますけれども。

○議 長 町長。

○町 長 小形議員の質問にお答えしたいと思います。

今回予算の説明の中に資料として地域力創造アドバイザー招聘事業という項目が1項目設けられております。このときに説明しておりますが、このTOM周辺の町なかの整備、それとファミリー愛ランドユーなどの観光施設の機能向上への提言を受けるということで触れておりますので、この中で来年度に向けて道の駅の在り方、そういったものを総合的に検討してまいりたいと考えております。

○議 長 9 番、小形君の質問が終わりました。

次に、5 番、姉崎君。

○5 番 私からは、幼児期スポーツ環境の整備についてです。幼児期は、運動機能の発達において極めて重要な時期であると言われております。特に3

歳から6歳頃は、走る、飛ぶ、投げるといった基本的な動きを身につける時期であり、こうした多様な動きを経験することによって、基本的な運動能力が形成されるとされています。また、スポーツ庁の幼児期運動指針においても、幼児期に多様な動きを経験することが運動能力の向上だけでなく、運動への意欲や社会性の育成にもつながる可能性があるとは指摘されております。さらに、この時期に身につけた基礎的な動きは、その後の様々なスポーツ活動の土台になるとも言われております。このように幼児期は競技スポーツに入る前段階として、多様な運動を経験しながら、運動への興味、関心を広げる大切な時期であると考えられます。

本町においては、地域スポーツ活動や競技クラブの取組が進められており、子供たちのスポーツ活動を支える環境づくりが行われているものと認識しております。しかし、一方で少子高齢化の影響によりスポーツ団体の会員減少や指導者不足といった問題が生じているとも伺っております。こうした状況を踏まえ、幼児期の段階から多様な運動機会を提供し、子供たちがスポーツに親しむきっかけをつくることは、将来的なスポーツ人口の拡大や競技活動の裾野形成につながる可能性があると考えます。また、幼児期のスポーツ環境の充実、子育て世代にとっての地域の魅力向上にもつながり、移住、定住の促進という観点からも一定の意義を有するのではないのでしょうか。さらに、民間事業者や地域団体が主体となって幼児期のスポーツ教室などを実施することで、地域の中から新たな指導者が育成され、将来的に部活動の地域移行を支える人材の発掘にもつながる可能性があるものと考えます。そこで伺いたします。幼児期における多様な運動機会の創出を図るため、民間事業者や地域団体が実施する幼児向けスポーツ教室の取組を支援する制度を創設してはと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長 町長。

○5番 姉崎議員の幼児期のスポーツ環境整備についてのご質問にお答えしたいと思います。

幼児期は、運動機能が急速に発達し、多様な動きを身につけやすい時期であり、運動機能の発達において極めて重要な時期であります。そのため本町では、保育所、認定こども園の幼児教育、保育活動において取組を行っております。保育所、認定こども園では、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいて、健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う、そのことを目的に子供の興味や能力などに応じて鬼ごっこなどの運動的な遊びや音楽に合わせて体を動かすリズム遊び、屋外で走り回ったり、飛び跳ねたりなどする活動などに取り組むことで運動への興味、関心を持てるよう取り組んでおります。芭露保育所、認定こども園においては、年2回専門

講師を招いて幼児体育教室を行っており、鉄棒やマット運動などを子供たちに直接指導すると同時に、保育士への体育活動の指導方法の研修を行っております。認定こども園のみにおいては、園独自の取組として、月2回専門講師による指導の下、縄跳びや鉄棒などの体育活動を行っております。

そこで、幼児期における多様な運動機会の創出を図るため、民間事業者や地域団体が実施する幼児向けスポーツ教室の取組を支援する制度を創設してはというご質問であります。本町では町民の自主的、自発的な活動に対しての経費を一部支援する生涯学習振興奨励事業補助金制度を設けております。また、健康運動実践指導者などの資格を有する教育委員会職員がおり、必要に応じて派遣して指導することもできますので、ご活用していただければと思っております。現在本町では幼児向けに運動、スポーツ教室を実施している民間事業者や団体はありませんが、今後意欲を持った民間事業者や団体などが組織されれば、支援についても検討してまいりたいと考えております。

以上、姉崎議員へのご回答とさせていただきます。

○議 長 5番、姉崎君。

○5 番 認定こども園等で指導してくださっている、このことは承知しておりますが、家庭においても継続的な運動指導や反復練習が運動機能の発達において重要とされています。民間事業者や地域団体が主体的に活動となりますと、休日における実施になるかと考えます。そうなれば、保護者も一体となった指導を行いますことから、家庭内での指導の一助になると考えます。ホームページで掲示されております生涯学習振興奨励事業補助金制度、こちらでは単発ではなく継続的なサークル活動として利用できるのかが少々分かりにくくなっております。今後町内で民間事業者や地域団体が制度の利用、また理解がしやすいように、制度の使用の回数制限や使用の継続における年数制限、1団体当たりの年間上限額があるのかお聞かせください。

○議 長 町長。

○町 長 姉崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

結論から言いますと、要綱の補助限度額が10万円以内となっております。

それと、家庭内でのスポーツの在り方ということですが、これも教育委員会や、それから健康こども課を通じて家庭でのスポーツを推進する、普及する、そういうことの啓発活動を進めてまいりたいと思っております。いずれにせよ、幼児期にスポーツの楽しさを学ぶことが非常に私も大切だと思っております。これに向けてスポーツ人口も増えますし、それから少年団活動、そして小中学校の体育活動にも推進していくというふうに考えておりますので、今後ともそのようなことで普及に努めてまいるとともに、この要綱についても周知徹底して、皆さんに使いやすいような制度にしていくことも教育委員会とも相談しな

がら進めてまいりたいと思っております。

○議 長 5 番、姉崎君。

○5 番 私の認識でありますと、そちらの制度の利用が1回当たり上限額が10万円なのかなと考えておりました。こちら年間で10万円なのでしょうか、それとも1回当たり10万円なのでしょうか、そちらをお聞かせください。

○議 長 町長。

○町 長 お答えいたしたいと思えます。

補助要綱については、補助限度額10万円、これは年間ということで定めているということです。それと、そのほかに講習会、教室等、1回につき2時間から3時間で、5回を限度として1時間当たり2,000円及び交通費を支給するという制度もございますので、ご活用いただければと思っております。

○議 長 5 番、姉崎君。

○5 番 また、要綱の中に実施団体に所属されている方への謝礼というものは適用外となっていると思えます。ただ、本来町外の講師ばかりでなく、町内講師が主体の運営が望ましいように私は考えます。そこで、実施団体に所属せず、外部指導者という形であれば謝礼は発生するのでしょうか。お聞かせください。

○議 長 教育長。

○教 育 長 外部指導の関係になろうかと思えますが、基本的には実行委員会を組織してやる場合については、外部組織の報償費等、謝礼等、こちらのほうを支出することについては何らやぶさかではない、可能であるということでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 5 番、姉崎君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

休 憩 宣 告 (1 1 : 0 4)

再 開 宣 告 (1 1 : 1 5)

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

4 番、竹林君。

○4 番 私から一般質問させていただきます。

私の質問は1点でございます。パブリックコメントについてということで、現在町が行っておりますパブリックコメントでございますけれども、先立って行われたものに関しましては0件であったという報告ございまして、その役割を十全に果たしているとはいえず状況なのかなと思われまします。町政に対する町民からの意見を町に伝えるために、今後町長におかれましては何かの手法を取る予定はお持ちでしょうか。お聞かせ願います。

○議 長 町長。

○町 長 竹林議員のパブリックコメントについてのご質問にお答えいたします。

現在のパブリックコメントはあまり利用されていないので、町民からの意見を伝える何らかの手法はないかのご質問であります。広聴の機会をもっと充実させてはというご指摘だと思っております。パブリックコメントは、湧別町自治基本条例に定める町民がまちづくりに参加する方法の一つであります。具体的な実施方法は、湧別町パブリックコメント手続実施要綱に定めており、パブリックコメントの対象となる政策とは町政運営の基本となる条例の制定や広く町民の公共の用に供される施設の整備に係る基本的な計画の策定などとしており、まちづくりの重要施策に限定しております。令和6年度は12件の政策についてパブリックコメントを実施した結果、47通のご意見をいただいております。

広聴機会をさらに充実させるために、現在はパブリックコメントのほかにも様々な手法を講じております。団体やサークルが主催する集まりに町長が参加させていただく町長とのふれあいトーク、町民個人が町長と話し合う町長いつでもカフェ、この2つはいずれも団体、個人からのお申出を受けて、町長と直接対話していただくものであります。さらに、自治会と町が共催でまちづくり懇談会も実施しております。このほかに、町長と直接会わず、ご意見をお手紙で申し受ける町長への手紙も毎年専用の郵便用紙を全戸配布して実施しております。さらに、メールでも受付しており、たとえ匿名のお手紙であっても必ず拝読しております。また、役場職員を地域担当スタッフとして各自治会に配置しており、地域の要望や意見はスタッフを通じて随時受け付ける体制を整えております。それぞれ利用実績のある取組でありますので、新たな広聴の手法を増やすのではなく、今ある制度を充実させ、住民周知をして活用していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、竹林議員への回答とさせていただきます。

○議 長 4番、竹林君。

○4 番 ご答弁いただき、ありがとうございます。町長におかれましては、今あるこちらの今答弁いただきました内容のことを続けることで十分ではないかという内容のご答弁かと思いました。

答弁内容にあるとおり、こういった町民一般の、私も町民の一人でございますけれども、意見を聞くというところが目的であるために、手段といたしましてパブリックコメントですとか町長とふれあいトークですとか町長いつでもカフェといったものがその時々の方の計画なされたものでございます。しかし、今町長がおっしゃったようにいつの間にかそれ自体、手段であったもの

が目的になってしまっているように感じております。町民の意見を気軽に聞いてもらうためには、現在では手紙という形ですとかいつでもカフェといった形では、その時間に体が空いている人間でなければ町長にお言葉をお届けすることができない制度であります。そういった方々は、比較的今の湧別町では高齢に当たる方々がこちらの手段を取って町長にお話をすることはできると思うのですけれども、そうではない私どもの世代、またそれよりも若い世代にしては手紙というものはもうほぼなくなってしまっているようなものでございますし、またまちづくり懇談会においてもかなり形式張ったものになっておりまして、大変発言がしづらい状況になっているように私は考えております。こういったところを踏まえて、町の声をまた届けるために、先ほどは今のままで十分だというご答弁だったのですけれども、今の私の言葉をお届けさせていただきましたが、ほかのものもちょっといいのではないかなというように感じていただくようなことはできますでしょうか。

○議長 長 町長。

○町長 長 竹林議員の質問にお答えしたいと思います。

様々な手法があるというふうに私申し上げましたが、確かに時間に余裕のある方が懇談会ですとかふれあいトーク、カフェに参加できるということかもしれません。日常忙しい方に対する手法は、例えばホームページからのメールで受け取るだとか、あるいは電話でも何でもいいでしょうね。そして、私湧別町の庁舎には週2回程度、忙しいときには行けませんけれども、そこに行って執務をしておりますので、直接来ていただいても結構だし、今後いろんな手法を取って若い世代の方々にもこういったものに参加できる、あるいは自分の意見を言える、そういった場を拡充してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 長 4番、竹林君。

○4番 前向きなご答弁いただきまして、ありがとうございます。

今おっしゃった内容は、メールですとか電話、これは町民のほうから町長のほうへアクセスするというベクトルでございます。私といたしましては、今現在湧別町は分断の最中にある、これは認めざるを得ない事実であると思っております。そういった中、町長が示された町政に賛同されている方は全く問題ないと思います。しかし、大変接戦でございましたし、その後もせんだって住民投票条例が提出されるなど、多くの方たちが今まだ不安な状況におられると思います。町長は、これからオール湧別を目指すとおっしゃってくださいました。その際町長に賛同できなかった方たちに、こちらを町長が受け入れて、そしてオール湧別を目指すためには、残念ながらその逆の立場からのアクションを待っているだけでは大変難しいと考えております。なぜなら、町長は、せんだっ

て私ども議会が過半数で通しました条例案を拒否権に当たる再議のシステムを使用してこちらを差戻しなさいました。こういったように町長の逆側の意見を申し上げた場合、議会という立場をとってでもそれをシャットアウトしてしまうといったような前例を町長はつくってしまったわけです。そんな中で、約半分に当たる逆側の意見を持つ方が町長にメールですとかお電話でお伝えするというのは、大変難しいことだと思われまいます。ぜひ町長におかれましては、町長のほうから逆側の意見を持っている方たちのところにアクセスをしていただくような、そんなようなことを使って町を一つにするというような行動を起こしていただきたく存じます。

私といたしましては、町長、選挙期間中にSNS始められて、せっかくインスタグラムアカウント、フェイスブックアカウントをお持ちでいらっしゃると思います。今はショート動画というものが大変、若い方だけではないです。60代、70代、80代の方もショート動画御覧になっておりますので、皆さんアクセスできるものだと思います。そういったところから逆側の意見になった方たちに、こういうふうな考えがあったので、今こういった決断をしたのだと。また、自分自身、町長ご自身がどんどん歩み寄って行って、一つの湧別で一緒にやっいてこう、こういった意思を表明する媒体としても使っていけるといいますので、ぜひぜひそういったところをご検討いただきますことはできますでしょうか。

○議 長 町長。

○町 長 竹林議員の質問にお答えしたいと思います。

大変貴重なご意見ありがとうございます。私も融和を図るということは、今回も高田議員、それから関野議員にもそういったことで一般質問の中で触れております。ですから、私は時間をかけて進めてまいりたいと思っておりますし、賛成する方が多い地域と私の意見に反対する地域というものがこれはもう現実にあります。ですから、私に反対する方々の意見の自治会にも私出ておりますし、そういった中で私の考えを皆さんに伝えて、理解をしていただこうという姿勢は見せておりますので、どうかご理解をいただきたいと思います。そのほかにフェイスブック、インスタグラムについても、これも私検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、先日ある方から議会の動画、こういったものも見られるように工夫してほしいという意見も聞いております。傍聴に行きたいのだけれども、時間的になかなか難しいのですよねという方も聞いておりますので、そこら辺もこれから議会の皆様と協議しながら、こういった方法が町民に議会、それから行政の進め方を理解してもらえるかということを十分皆様と共に検討してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○議 長 4番、竹林君。

○ 4 番 大変温かいご答弁いただきまして、ありがとうございます。

今町長おっしゃられたとおり、多くの方々から議会で一体何が話し合われているのか、どういった流れで話し合われているのかというのがどうしても届かない状態でございますので、私のほうも多くの方々からこちらの中継もしくは録画配信でも構わないので、やってほしいというようなお話はお伺いしております。先ほどは私町長のほうへお願いばかりでしたが、私ども議員全員のほうも町民の方々に説明しなければいけないこと多々あると思います。例えば今開かれているこの議会でございますけれども、進行に対しましては大変緻密なルールが存在しております。今あります例えば一般質問、一般質問といったって僕がこの立場になるまでは一般質問って何なのと。普通のときに気になったこととは違って手挙げて聞いては駄目なのと。僕が話しているときに、僕が話していることに何か気になったことあったから、ほかの議員の人から僕に聞いては駄目なの、こういったことは恐らくほぼ全ての住民の方が知らないと思います。僕もこの立場になるまで全然全く知りませんでした。しかし、私どもは、いつの間にか恐らくそういったルールがあることが前提、あることが当たり前という流れでこの議事進行がなされております。そういったところも含めまして私ども議員という人間からは、議会というものはこういうルールで進行しているために、あのとき誰も発言ができなかったのだよ、あのときには町長はなぜ反対意見を言わなかったのか、いやいや、議会において町長は意見を言うということが許されることが大変まれなのだよ、こういったこともぜひぜひ町長からも発信していただき、また私どもからも発信していき、どんどん、どんどん開かれた議会が進むようになっていかなければいいなと思っておりますので、ぜひぜひその辺りも併せてご検討いただけますでしょうか。これも一般質問でございますので、質問の形で終わらなければいけないというルールがございますので、こういった形にさせていただきます。ご検討いただけますでしょうか。

○議 長 町長。

○町 長 竹林議員の貴重な質問にお答えしたいと思います。

確かに議会にはたくさんルールがあります。一般の方には分からないようなルールがあるかと思いますが、これはしかし議会ですので、そういったルールの下一定のやり取りが行われるということは、皆様にもご承知していただきたいと思っております。確かに私を含めて職員は、議員の皆様が質問をする、それに回答するということです。ですから、なかなかその中には私の意見を言うということが難しいのです、ルール上。これが中には反問権というところもありますけれども、通常であれば質問に対して答えるというのが通常のやり方です。しかし、別な言い方をすれば、議員協議会というのがあります。その中には私が協議をする、相談するという立場ですから、その中で私は意見を述べ

て、議員の皆さんも意見を述べると。そういうことによって、議会の活性化が私深まると思っております。それと、先ほど議会のルールというお話でしたが、これも町広報に載せるのもいいのですけれども、せっかく議会だよりという広報を発行しておりますから、ぜひ議員の立場で私はそういったものを発行するのが望ましいかなというふうに思っております。いろいろな媒体はあるかと思いますが、そういったことを含めてどんどん町民に向かって情報を発信していくと、そういうことが必要かというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 以上をもって一般質問を終了します。

日程第3、議案第20号 令和8年度湧別町一般会計予算を議題といたします。

本案については、去る5日の本会議で提案者からの説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑に入るわけですが、十分な審議と効率的な議事進行を図るためお手元に配付しました予算審議区分に従って行いたいと思います。質疑に当たっては、議案または資料等のページを示してから行うようよろしくお願いいたします。なお、歳入歳出総括の質疑は行いませんので、歳入と歳出で関連のある質疑については歳出の各款または歳入全般のいずれかで質疑を行っていただきたいと思います。これに異議ありませんか。

○全 員 （異 議 な し）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本年度の予算審議については配付してあります予算審議区分に従って進めることに決定いたしました。

それでは、初めに歳出の質疑に入ります。第1款議会費、第2款総務費の質疑を行います。

10番、下田議員。

○10番 それでは、総務費について6点、7点ほど質問させていただきます。

71ページ、2款総務費、1項1目、(1)、給与費、正職員の状況、平成元年度から7年度の採用及び退職の状況についてお知らせいただきます。令和8年度の新採用者の状況についてもお知らせください。近年、本町の将来を担う若年層の中堅の退職者が見られますが、その理由や原因は把握しているのかお知らせください。オホーツク管内市町村共通の課題と思われますが、若年者や技術者を募集しても希望者が集まらず、せっかく採用しても早期に退職し、都市部へ転出する事例も見られます。特に職場環境や住宅環境に配慮し、優秀な職員の確保に努めるべきではないかと考えますが、伺います。

次に、73ページ、(4)、職員厚生に要する経費、勤怠管理システムを導入することでありましたが、現在はどうのように管理しておりますか。伺います。

近隣町村では、過労による自殺者が出ている状況もあります。本町では、一部課や係、職員に仕事が偏っているようなことはないか。あれば早急に改善すべきであると思いますが、いかがでしょうか。

75ページ、(10)、その他一般管理に要する経費、普通旅費が前年度に比べおよそ1.5倍に増額されていますが、その理由を教えてくださいと思います。

87ページ、5目財産管理費、(5)、分譲宅地等造成に要する経費、当初計画では団地内道路にロータリーが予定されていました。変更になった理由をお知らせください。また、近年建設費が高額になっている上、金利も上昇傾向にあります。また、地理的に遠軽町などからの購入希望者もあまり見込めないのではと思われますが、需要は見込まれるのかどうかお伺いします。

87ページ、(6)、ここの修繕料、旧開盛小学校体育館の暖房、旧富美小学校体育館のトイレを改修するとありました。地域住民が使用できるようにすることでしたが、管理方法及び使用料はどのようなになっておられますか。お伺いします。

89ページ、(2)、定住促進等に要する経費、保育園留学を受け入れているのは現在湧別保育所で1名と聞いております。これまでの受入れ実績をお知らせください。また、今後受入れ保育所や人数の拡大は予定しているのか、いないのか。また、移住定住推進等支援業務委託料が計上されておりますが、その業務内容及び町内に同業務を受託できる業者はいるのか、また委託業者はどのように決定するのか、また町単独事業なのか、国などの助成があるのかお知らせください。

91ページ、93ページ、(5)、地域おこし協力隊に要する経費、地域協働湧別高等学校魅力化に要する経費、現在町内の協力隊員は何人いるのか、配置先、業務、人数等も含めてお知らせください。これまでの受入れ人数及び町内に定住した人数もお願いいたします。活動業務委託料として公設塾の講師分を計上しておりますが、公設塾の講師業務を個人営業主として受託するほか、高校以外でも学習塾等を経営することができるようになるのか伺います。

95ページ、(9)、湧別高等学校学生寮に要する経費、先ほど小形議員からの一般質問でもありましたけれども、学生寮11室に対し入寮希望者が11名と、満室になるのではないかとされていますが、明年以降の入学希望者の学生寮はどのように対応するのか、もう一度お聞かせ願いたいと思います。先ほどでは1階を開放し、6室も開放するというような内容でありましたけれども、これについても補足ありましたらお願いいたします。施設の管理業務の委託業者は決定しているのでしょうか。どのように周知し、決定したのか、また町内業者への周知はなかったのかお聞かせください。それと、施設の管理業者とは別に町がハウスマスターを配置することですが、身分が異なる部分で問題は生

じないかと心配されます。施設の管理業務委託の中にハウスマスター業務も含めたほうが指導管理もはっきりしていいのではないかと思いますがお考えをお聞かせください。また、施設管理業務の受託内容について想定される業務及び人数、それと一般客を限定するということであれば……ここはいいです。

以上、総務費についての質問といたします。よろしくお願いします。

○議長 総務課長。

○総務課長 下田議員のご質問にお答えしたいと思います。私のほうからは、1点目、2点目、3点目のほうをお答えさせていただきたいと思います。

まず、1点目、71ページの給与費の関係です。職員の退職と、まず採用の状況ということで、平成と言われましたが、令和ということでよろしかったですね。令和元年から現在までの退職の状況と令和8年の今度の来月の4月の採用の状況ということでございます。まず、令和元年から退職、今年3月末までに退職予定、7年間で退職予定の職員につきましては52名でございます。あくまでも退職予定の職員も入れてということで、52名でございます。そして、同じく過去7年間採用してきた人数、これは今度の4月に採用を内定している職員も含めてということでありまして、先月内定を出した職員もありますので、直近で現段階でということをお答えさせていただきますと、7年間で38名の採用ということになっております。ですので、過去7年間で52名が退職をして、38名が採用になる予定だということでございます。ですので、退職に採用が追いついていないという状況は事実でございます。

それと、退職の理由について、中途退職が多いので、そのような理由把握しているかというご質問もあったかと思います。退職の理由につきましては、個々それぞれのご事情があるかと思います。一くくりにこういう理由でということではなかなか申し上げられませんが、一つの傾向として若い職員でありますと仕事観ですとか価値観、そういったものが変化していき、終身雇用という概念が崩れて、変わりつつあるのではないかなというふうには感じております。それで、人手不足の中、先ほど議員もご質問の中に触れられましたとおり、採用計画もなかなかうまくいっていないという状況もありまして、退職者が出たからといってすぐに補充できるわけではございませんので、ですので中途退職をできるだけ減らす努力というの必要であると考えています。下田議員もご質問の中で言われていました職場環境、また住宅環境、これ職員住宅のことを言われているかなと思いますが、こういったものも適正に修繕等をして改善をしていく中で、少しでも採用の強化とできるだけ退職を少なくしていくために今現在ある労働環境、職場環境の改善、これに努めていきたいというふうに考えております。

以上が1点目でございます。

2点目が73ページの勤怠管理システム、今回初めて予算計上させていただいております勤怠管理システム導入業務委託料187万5,000円でございます。これについて現在はどうのように管理しているかということでございます。今回予算でシステム化するものを具体的に言いますと、出勤簿、退庁簿、時間外勤務申請、また休暇、休暇には年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、様々ございます。こういった休暇、これらは現在は紙で処理しております。紙で、ペーパーで出力をして判こ決裁ということで、判こで処理をしているという状況でございます。それを今回システム化することによりましてペーパーレス化、電子決裁という形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

それで、ご質問の中で課に業務が偏っていないかというようなご質問もあったかと思えます。この勤怠管理システム、具体的には職員の出勤、退庁、そういった労務管理がきちっと見える化できる部分がございます。ですので、このシステムを導入することによってそれぞれの個人がどのような勤務実態か把握をしていくことが今まで以上にできることになってきますので、そういった労働の見える化を今回このシステムを入れることによってできる限り各課に偏りのあるような業務量の平準化というものもこのシステムを通じて検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

それと、私の質問最後は75ページの普通旅費でございます。職員旅費、普通旅費が600万円ということでございます。令和7年度は400万円でございます。1.5倍ということで200万円増額ということで予算を計上させていただいております。その理由ですけれども、まず1点目は、本年度9月から10月にかけて中高生が相互交流事業でカナダ派遣の年になっております。それに伴いまして、町長就任した年ということとということもありますので、町長のカナダ、ホワイトコートへの派遣、日程にもよりますが、現在のところ予定をさせていただいております。その部分の予算として100万円増額、それと宿泊費など高騰を踏まえまして、これまでの実績を踏まえた増額でございます。昨年12月の定例議会でも宿泊費の高騰、実績勘案してということで増額補正をさせていただいたこともございます。こういったことで、これまでの実績並びに宿泊費の高騰を加味して100万円増額ということで、合わせて200万円増額させていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 建設課参事。

○建設課参事 下田議員のご質問にお答えいたします。

87ページの分譲宅地等造成工事の件であります。前回議員協議会の中での図面と違っている内容はどういうことかということでございます。前回議員協議会の中で私申しましたのは、この転回場の円の部分、ここでお客さんですとか配達車両がバックして戻らないように、ぐるっと回れるようにという説明を

いたしました。その後、設計はまだ終わっておりませんでして、業者委託している設計です、まだ終わっておりませんで、議員協議会後に警察協議を行いました。道路法95条の2という中で公安委員会との調整というものがあまして、公安委員会の意見を聞かなければならないというのがございまして、警察、公安委員会との打合せをいたしました。その中で、この円い転回場が危険であろうということでありました。ロータリー形状のような円ですと自由に車両が回って、事故の危険性があるのではないかとということで、公安委員会ではこの円い形が認められないということでございまして。それを受けて、まだ設計中でありましたので、変更せざるを得ないということでありまして、赤ナンバー14の34ページにありますような円い転回場をやめて3号線道路に抜けるような形状と変更したという内容でございます。

それと、需要はあるのかということでございますが、面積が大きいのに需要はあるのかということであると思っておりますけれども、これも私議員協議会でお答えしたと思うのですけれども、需要を調べたわけではございません。もともとの面積が広い面積を使う分譲宅地ということで、面積を広く取ろうということが1つです。それと、過去に分譲地買った方が土地が狭いので、もう一区画売ってほしいというような声と雪の捨て場がないから広いほうがよかったというような意見がありましたので、今回の分譲地はちょっと広めの区画を計画したということでございます。

○10番 広さの問題ではなくて、地理的な問題のことを指摘したのです。広さではなくて。湧別町のあの地域が、いいですか。町のあの地域が地理的に、例えば開盛ですとか、ああいったところとは違う位置になるわけで、そういった感じのところでそういった需要はあるのかなということです。

○建設課参事 地理的には開盛のような遠軽に近いところは有利かなという気はちょっとしているところではございますが、地理的にどうなのかということでございますけれども、需要は、調べたわけではありませんが、ある程度はあるということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 企画財政課長。

○企画財政課長 旧開盛小学校と富美小学校の利用に係るご質問でございます。このたび開盛小学校、富美小学校、それぞれ水道ですとか暖房のほう修繕をして、使用できるようにしてまいります。それで、管理方法なのですけれども、現在も旧開盛小学校のほうは自治会のほうでご使用いただいております。自治会とお話をしまして、体育館使用するということですので、校舎と鍵を閉めて区切ることができますので、そして体育館の玄関を使用するということで覚書を交わしまして、鍵を責任者の方にお貸しをしまして、管理をしていただいているというような管理の方法を取っております。あとは私どものほうで委

託している方もいますので、定期的に中は全部見回るといような形を取っております。ただ、今度暖房ということになりますと、体育館のほうから一度出なければなりませんので、そこら辺の管理の仕方については今後自治会とも話して、管理人の方にやっていただくほうがいいのか話し合いながら決めていきたいと思っております。あと、旧富美小学校に関しましては、これからの使用になるかと思うのですけれども、開盛自治会と同じような形で使用のほうは考えていきたいというふうに考えております。

あと、利用料の関係ですけれども、利用料につきましては、今、夏の間も使っているのですけれども、自治会が使うということで、無償ということで利用をしてもらっているという内容になってございます。

以上であります。

○議長 企画財政課未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長 下田議員のご質問であります。まず、89ページの保育園留学の実績についてお答えいたします。

保育園留学につきましては、令和6年から取り組んでいるものでありまして、令和6年度においては5組15名の方にご利用をいただいております。また、令和7年度、本年度であります。本年度というか、昨年度になります。15組49名の方の利用をいただいたという内容であります。

それから、受入れ保育所の拡大の予定はあるかというご質問でありましたが、現在湧別認定こども園で保育士の配置の状況もありまして、1受入れ、1名の園児ということで受けております。保育所の体制の下でこれが今のところの対応可能な人数ということで伺っております。それで、拡大の予定については、中湧のみのりのほうもお話をしておりますけれども、こちらのほうも体制の部分では引き受けられるということはおっしゃっていただいております。ただ、新たにウェブページというか、保育所の紹介ページを、その施設の紹介ページを新たに作らなければいけないというところも経費が出てくるという部分もありまして、現状引き続きの検討課題ということにさせていただいているところでございます。

次に、89ページ、その下の移住定住推進等支援業務委託料についての業務内容からご説明いたしますけれども、この部分については移住、定住を促進するために関連する専用サイトの構築、あるいは移住や二地域居住、空き家関連の情報を提供するというところで業務を考えておりまして、まず令和7年度の予算からこの委託料を計上しております。それで、令和8年度の業務内容については、今申し上げました二地域居住、移住の空き家関連専用サイトの管理運用、これが令和7年で立ち上げを今行っているところですので、管理運営について委託をしております。また、2つ目に、移住体験住宅の利用者対応、この部

分についても委託をする内容であります。3つ目に、地方移住オンラインフェアの出展ということで、これは都市部で子育てをする方々に対して町の魅力、子育て情報等をオンライン上のイベントに発信するということで、そのことについて取り組んでまいりたいというふうに考えております。そのほか移住相談でありますとか、今回の保育園留学の受入れ対応等について委託をするという内容になっております。また、町内の空き家実態調査についてもこの委託料の中に含めているという内容であります。

それで、委託する会社という部分でありますけれども、令和7年から取り組んでいる部分でありまして、委託しておりますのは地域おこし協力隊を卒業いたしましたNPO法人湧別企画に令和7年度から委託をしております、引き続きということでNPO法人湧別企画の中で受けていただくということで進んでおります。この部分については、協力隊として着任をしていただいて、卒業後の起業を見据えた中でいろんな隊員の活動の中でスキルアップをして、資格取得をして、移住者の目線でそういった情報発信していきたいということのさなかからそういったことを活動したという部分でございますので、ご理解をお願いいたします。

次に、91ページの地域おこし協力隊に関してのお尋ねでありますけれども、地域おこし協力隊については、現在町内で10名の隊員が活動しております。まず、湧別高校の魅力化スタッフとして、塾も含めてですけれども、3人を雇用しております。また、事業所雇用型として湧別町農協のバイオガスパラントの技術者ということで男性1名を事業者委託型として採用しております。そのほか多文化共生事務として会計年度任用職員として1名、それから湧別福祉会のほうに福祉人材のスタッフとして、外国人材の方でありますけれども、4名事業所雇用型として雇用をされております。また、観光業務といたしまして、商工観光から湧別町観光協会のほうに派遣をしております会計年度任用職員1名、全部で10名の方に協力隊として活動していただいております。

それで、その10名のほかに何名これまで湧別に来たかという部分のお答えですけれども、10名のほかに7名これまで来られました。それで、途中でちょっとリタイアされた方もいますけれども、4名卒業、任期満了で卒業しまして、4名のうち3人が湧別町に定住をしているといった状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 昼食のため午後1時まで休憩します。

休 憩 宣 告（12：03）

再 開 宣 告（13：00）

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第20号、第1区分についての質疑を続けます。10番、下田君の質疑に対

する答弁から続けます。

企画財政課未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長 下田議員の地域おこし協力隊の部分から答弁を続けさせていただきますけれども、まず私先ほど協力隊の在職人数ですが、10人ということでお知らせしたかと思いますが、令和8年の予算審議でございましたので、令和8年に採用内定している3人のカウントを漏らしておりまして、それが学生寮のハウスマスター、それから魅力化コーディネーターということで3人の内定がされておりますので、全部で13人ということになりますので、答弁訂正させていただきますと思います。大変申し訳ございませんでした。

答弁続けさせていただきますけれども、地域おこし活動業務委託料ということで、これ公設塾スタッフの身分を会計年度任用職員から個人委託型に身分替えをするということで、給与費から委託料に計上させていただいた中身でありまして、この部分ですが、民間塾の経営を視野に入れているかということもお話としてありましたが、現在そういった計画はありませんけれども、この方の勤務がどうしても放課後から夜にかけての勤務があります。また、受験シーズンになりますと土日也需要もあるということで、そういったことも学習相談、指導に応じるといったところで、この個人委託型に移行させていただきたいということでもあります。また、この方、副業も最近やっております、副業の中で学習指導、湧別高校の塾の以外のところ副業申請をして副業もしておりますので、将来的には定住をしていただいて、そういった道に進んでいただくということも一つ可能性としてあるのではないかというふうに捉えております。

次に、95ページの学生寮の関係ですが、入寮者11名でありまして、2階の個室12部屋のうちハウスマスターが1室使いますので、11室満室ということでございます。令和8年度の対応については、先ほど町長の一般質問で申し上げましたとおりでございますので、1階を利用して令和9年の入学者の募集については進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、管理業務の内容についてであります、管理委託業者をどう決定したかというまずお話であります、これは昨年の12月9日に業務委託事業者選定委員会というものを開催いたしまして、そこに公募いただきました2社のプレゼンテーションを受けまして、そこで委託業者を決定したところでありまして、既に令和7年度の予算で準備業務の議決もいただきまして、令和8年の4月開設に向けて動き出しているところでございます。

それで、ハウスマスター等管理業務に含めることがスムーズでないかというお話もありましたが、今回の学生寮ですが、直営の一部業務委託方式で管理をすることにしております。今回新設の学生寮ということでございますので、そういった生徒と接するですとか、そういう日常生活の支援でありますと

か、そういったことを町の指揮官の下に勤務をしていただくというようなことで、身分が管理業務の方々とは違いますけれども、そういった理由で町の直接雇用ということにしております。

次に、管理委託業務の内容と人区の関係であります。管理委託業務の内容については、委託する部分として施設維持管理業務、これは日常の設備点検や施設の周辺の清掃等でございます。2つ目に、食事提供業務があります。これは、寮生あるいは宿泊に対する食事の提供であります。そのほか一般宿泊者の対応ということで、使用料の収納ですとか受付関係の業務を委託するという内容でございます。人区につきましては、現場レベルの人数ですが、管理清掃業務で3人区をしております。調理業務については2人区ということで伺っております。既に採用される方も決まっております。我々もその方々とお会いしながら、打合せをしながら準備を進めているという内容でございますので、以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 下田議員。

○10番 ありがとうございます。以上です。

○議長 次、9番、小形君。

○9番 関連で1つお願いいたしたいと思います。

71ページの正職員の近年の動向ということで下田議員がお伺いいたしました。7年間で退職者が52名、入職者というか、入ってきたのが38名ということでありますけれども、52名の退職者のうちの正規の期間を経ないで中途退職したのが何名ぐらいいるのか教えてほしいのと、それと新規採用の38名の中に今年の分があると思うのですけれども、今年は何人入ったのかというのと、新規採用の38名で入ってきた人らがこれには再就職の方々が入っているのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。何名いるか。

○議長 総務課長。

○総務課長 小形議員のご質問にお答えしたいと思います。

71ページの給与費の関係で正職員の退職と採用の状況ということです。まず、中途退職の状況、令和1年度から令和7年度までの7年間で中途で退職した人数ということで、今数えましたら52人中20名というふうに考えてございます。それと、今年度4月1日採用予定、現段階で内定という状況でございますが、内定という状況ですが、10名を予定しております。それと、それらの採用の中には再就職含まれているのかということですが、これはあくまでも再任用ですとか、そういったものは入っておりません。正職員ですので、再就職という職員は、再任用の職員は入ってございません。

以上でございます。

○議長 4番、竹林君。

○ 4 番 2 款総務費の 1 項 1 目の中から、すみません、資料、赤ナンバー 14 のほうがちょっと重点のものなので、見やすいかと思しますので、こちらの 30 ページの冷房設備工事についてご質問させていただきたく存じます。

せんだってここに、議場に設置される機材につきましては型番を請求させていただいております。その中にパナソニック、壁かけ型冷房 P 38 型というふうにお答えを頂戴しております。これが P 63 型というのがシリーズによって結構性能ですとか価格が違うものなので、こちらが恐らく C シリーズかなと思うのですが、C シリーズかどうか、ほかのものなのかというところが 1 点お伺いしたいと思ひます。議場の中に今のところ 4 台設置というところになっておりまして、こちらがどういった根拠で 4 台つけるようになったのかというところ、こちら 2 点お伺いしたいと思ひます。

○ 議 長 総務課長。

○ 総務課長 竹林議員のご質問にお答えしたいと思います。

資料の 30 ページの上湧別庁舎の冷房設備工事の質問でございます。議場に設置する予定のエアコンにつきましては、資料でお示しさせていただいておりますとおり、パナソニックの P 43 型というものでございます。カタログも今手元でございますが、新シリーズかどうかというのはちょっと、旧シリーズと比較したわけではないのですが、今現在流通しているものというふうに認識しておりますので、今販売されている新しい最新のものというふうに認識をしております。そのシリーズということで。

4 台の根拠ということですが、今この場所、町側から町側の後ろの壁面につける予定をしております。それで、ちょうど中に通路がございますので、通路を挟んで両サイドにつける形になりますので、偶数台数の設置ということが適正かなと。この会場につきましては、御覧のとおり、高さがございます。エアコンの設置につきましては、体積、それに見合う冷房能力のもので算定をするということです。今回設置予定としている P 63 型というのは、冷房能力 5.6 キロワット、一般的に言いますと、畳で言いますと 1 台当たり 20 畳程度のものというふうに言われておりますので、その体積計算、冷房能力の計算によって、偶数設置ということもございまして 4 台というふうに計上させていただいております。

以上でございます。

○ 議 長 4 番、竹林君。

○ 4 番 失礼いたしました。ちょっと僕の滑舌が悪かったようで、A B C の C シリーズでしょうかという意味でございます。こちらのパナソニック 63 型でございますけれども、恐らく 5 シリーズぐらい出しております、それぞれどういったところに使うかというもので用途が違うものなのです。冷暖房が使

えるものですか、あとは寒冷地仕様で暖房がマイナス10度を超えた場合でも通常どおり作動するかどうかでそれぞれシリーズが変わっておりまして、価格もかなりの変動があるものでございます。この中で私がCシリーズではありませんかというふうに申し上げたのは、Cシリーズは中でも暖房設備を取り外すことによって、よりリーズナブルにできるシリーズなのです。なので、もしほかのシリーズご検討でいらっしゃるようでしたら、こちらはぜひCシリーズを示していただきまして、暖房につきましては恐らく問題ないかなと思いますので、冷房だけに特化したこのCシリーズ採用いただけるようご検討いただけたらなというふうに思っております。

また、今おっしゃったとおり、1台につき20畳であるから、体積で計算して4台というふうにおっしゃっていたのですけれども、こちらはかなり古いときの基準でございまして、現代のこういった鉄筋のコンクリートのような、RC造でしたか、分からないのですけれども、すみません、密閉度の高いところだと恐らくもう一度きちっと検討していただければ2台で十分なのではないかなと。1台がこちら79万円と大変高価なものでございまして、月に回数そこまで使わない議場という特殊な場において、作業賃なしで合計347万円という大変高価な予算でございまして、私個人といたしましてはぜひ2台ですとかに少し減らしていただくような考えを検討いただいた上で、もしその分2台分予算があるという形でしたら、例えば湧別庁舎のほうにしっかりと冷えるの台数つけるのは大変だけれども、移した2台つけて、プラススポットクーラーでしのいでいただくような、住民の方たちがいらしたときにクーリングシェルトの役割を少し果たせるような、そういった検討もしていただきたいなということで、ご検討をお願いいただけますでしょうか。

○議長 総務課長。

○総務課長 竹林議員のご質問にお答えしたいと思います。

Cシリーズ、失礼いたしました。Cシリーズという暖房機能を取り外すことができるシリーズにしたかどうかということでございます。今回予算ですので、当然機種を決めて予算を取っておりますが、実際に入札等をしていく上では同等品、必ずしもパナソニックのこの機種ということに限ったものではなく、同等品以上のものというようなくくりの中で予算執行していくこととなりますので、その中で改めて検討していかなくてもはなりません、暖房機能、今ご指摘のとおり、今回入れるエアコン全て冷房、除湿、暖房機能一応備わっております。ただ、室外機は寒冷地仕様にはなっておりませんので、春、秋ですと補助的な暖房としても使える機能も有しているものでございます。ですので、この議場においても春、秋、補助暖房として使う、臨時的に使うことも可能でございますので、その辺も加味して予算要求させていただいたものでございます。

また、2台にして十分ではないかということですが、確かに今のエアコンの性能は上がっているのかもしれませんが、ここも4台見積もる上できちっと業者のほうに会場を見ていただいて、ここでこの機種であれば何台でないと効率的な冷房能力が発揮できないという計算の下で見積りいただいたものでございますので、現在のところは4台で設置をさせていただきたいと思ひますし、また湧別庁舎のこともご配慮をというようなご意見ございました。今回の冷房につきましては湧別庁舎は想定しておりませんが、湧別庁舎におきましては移動式のクーラー、スポットクーラーと呼ばれるもの、それを備品で別途購入させていただいて、それを設置させていただく予定としており、そちらにも配慮をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議 長 4番、竹林君。

○4 番 ご答弁いただき、ありがとうございます。

今のご答弁の内容ですと、私がした質問は検討をお願いできませんでしょうかという質問でしたが、そちらにご理解いただきますようお願いいたしますというご返答でした。ということは検討いただけないというご返答という意味なのでしょうか。重ねて、おっしゃったように補助暖房としても使えるというふうにおっしゃったのですが、必要のない機能をつけて予算が大きくなってしまいますと、やはり町民からいただいている税金でございますので、必要な機能だけでなるべく予算を抑えていただく形でご検討いただければなというふうに思っております。そういった形でご検討いただけるか、いただけないかという形ですと、いかようなご返答になるでしょうか。

○議 長 副町長。

○副 町 長 竹林議員のご質問にお答えしたいと思います。

今検討するか、しないか、イエスかノーかというご質問のようにお聞きしましたので、よくよく今おっしゃっている根拠、確かに正当性ございますので、ちょっと検討をさせていただいて、予算は予算としてこれで計上させていただいて、それまでに、入札執行等の前によく検討させていただいて、内容を精査して対応したいということでの答えとさせていただきたいと思ひます。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議 長 2番、村瀬君。

○2 番 85ページ、2款総務費の5目財産管理費の(5)の分譲地等造成に要する経費ということで、先ほど下田議員からちらっと話ありましたけれども、その件について、土地の大きさ等について質問したいと思います。

予算説明資料の33ページ、34ページに図面がある資料の中から、開盛第2パークタウンと第2はまなす団地についてちらっと書かれておりますが、ここでちょっと調べまして開盛第2パークタウンは137坪から160坪程度の区画で、坪

単価8,500円で売り、平均130万程度で完売しているということです。そして、第2はまなす団地は、140坪平均で坪単価1万2,000円で170万程度で、あと残り2区画ということに説明書でなっております。また、旧湧別小学校跡地の分譲地は、坪単価幾らぐらいでの販売を予定しているのかを教えてくださいたいと思います。2月の説明のときの行き止まりからの配置変更につきましては、先ほど公安委員会からの指摘があり、道路を変えたという説明でしたが、大変道路の使いやすさは出てきたと思います。ところが、敷地の面積ですけれども、230坪から240坪の区画が13区画、330坪程度の区画は2区画と、大変宅地の分譲地としては広い敷地に思いますが、今まで販売していた150坪の土地で狭いからもっと広い土地が欲しいという要望が先ほどちらっとあったとの説明もございましたが、今家を建てれる世代の人は、坪単価100万を超え、3,000万から4,000万の住宅建設費が必要となる中で、庭や畑などをほとんどつukらない世代だと思いますので、果たしてこの230坪以上の土地が必要なのか。150坪程度の宅地でも多いという方もいらっしゃいます。できれば2区画欲しいという人には2区画売るようなことで、150坪程度の分譲地にしてはどうかと思いますが、その辺ご検討のほどお願いできないでしょうか。

建築士の立場としてもこの南北に長い土地、非常に住宅の配置が難しいです。そして、東西、今の分譲地ちょっとはつきりは分かりませんが、20メートル程度の間口だと思いますので、この区画に関しては手頃かと思います。若い世代の人が買いやすい土地の大きさとしては150坪が限界だと思いますので、その辺検討の余地はあるか、お考えをお聞かせください。

○議長 建設課参事。

○建設課参事 村瀬議員のご質問にお答えいたします。

まず、坪単価でございますけれども、前回私議員協議会でお答えしたと思うのですが、ここの宅地の単価についてはまだ決定はしておりません。議員おっしゃられるとおり、第2はまなす団地が坪当たり1万2,000円で販売いたしまして、そのほか美園団地では1万500円、リラ団地で1万500円、屯田市街地の町有地で1万2,000円という単価で販売した実績がございます。しかし、ここの小学校跡地については、私以前お話ししたとおり、まだ工事も終わっておりませんで、単価の算出ができないという状況ですので、ご理解いただきたいと思います。

それと、広さについてですけれども、何度も私申し上げてますとおり、もとが広い土地でありまして、なるべく広い宅地をつくろうというものがございまして、今までの分譲地では大体150坪前後ぐらいが多かったのですが、ここの土地についてはちょっと広めの宅地をつくろうということでございまして、230から300坪程度のちょっと広い区画になって検討しておりますので、こ

れでご理解いただきたいと思います。

○議 長 2 番、村瀬君。

○2 番 ご理解いただきたいと今言いましたけれども、果たしてこの大きい土地ばかりにして、150坪程度しか要らないというか、金額的にまず100万変わってきます、単純に。そのときにこの大きい土地ばかりで家を建てたい人が果たしているのか。せめて半分でも150坪程度の区画割りにできないものかと思いますけれども、その辺ご検討願いたいと思います。

○議 長 副町長。

○副 町 長 村瀬議員の再質問にお答えしたいと思います。

今細川参事から回答させていただいたとおり、比較的150坪のラインで分譲宅地が今までできていたということで、大きい区画があってもいいのではないかという話が当初ありまして、それに基づきまして設計を組んで議会のほうにも説明をさせていただいた経過がございます。それで、今回このような形で設計を組ませていただいて工事に着手したいという考えでございまして、この部分の設計がもう期限が来てございまして、今回議会全員協議会でご指摘を受けた部分等は精査をさせていただいて、警察とも協議を済ませて、この形でのご提案とさせていただいておりますので、何とかご理解をいただきたいと思います。

また、この場所につきましては、湧別町小学校の近くということで子育て世代の方が伸び伸びと育児等をするのにふさわしい場所ということで、大きな区画であっても除雪やそういった遊び場という部分で活用がなされるのではないかとある程度のコンセプトを持って区画を準備したという形でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議 長 関連、6 番、檜山君。

○6 番 関連でちょっと伺いますが、この分譲造成地なのですが、いつ頃完成を予定されているのか。それと、販売時期はいつ頃を見込んでおられるのかということをお聞きをいたします。

それと、もう一点聞きたいのですが、先ほど単価の状況もお聞かせいただいたのですが、やはり湧別町に定住していただく、あるいは移住していただくというような形になると、政策的な単価が必要になってくるのではないのかなと思っていますのですが、この辺について理事者の考えをお伺いいたします。

○議 長 建設課参事。

○建設課参事 檜山議員のご質問にお答えいたします。

分譲宅地の工事については、令和8年度を予定しております。道路工事、水道工事、下水道工事と宅地の造成を8年度いっぱい予定をしております。そして、工事終わった後、令和9年度に販売と現在のところスケジュールを考えております。それと、単価につきましては、私何回も申し上げましたとおり、

現在のところまだ工事費も決まっておりませんので、現在のところは未定となっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 6番、檜山君。

○6 番 言われることは分かります。8年度いっぱいって、年度いっぱいというのはそうかと思うのですが、家を建てたいというような人らがいらっしやいますと、早めにやっぱり周知をしていくことが必要なのかなと思うのですが、できたら年末ぐらいまでに、工事も冬になってくるわけで、年末ぐらいまでに完成できないものだろうか。そして、町内あるいは町外に周知を図って、新年度から建てていただくというような方向に持っていくのがいいのではないかなというような気がするのですが、その辺の考え方をもう少し変えられないものか。工事との絡みもあるのでしょうかけれども、その辺もお聞きしたいと思いますし、単価については今幾らとかということではなくて、移住、定住のために政策的な考えで単価を決めていく考えがおありかどうかお聞きをしたいということでもあります。

○議 長 建設課参事。

○建設課参事 檜山議員の再質問です。工事を早く完成できないかということでございますけれども、工事については国の補助金をいただく予定となっておりますので、補助金の申請して、いいよとなってから工事ということもありますので、4月早々に工事が入れないという状況もございます。それと、年末までに工事が終わらないかということでございますけれども、上水道工事と下水道工事と道路と分譲宅地造成という、上水道、下水道もそうですし、道路の延長も350メートルという大規模な工事でございますので、工事自体に時間がかかるというものもありますので、年末までに工事の完成はちょっと難しいのかなということでありまして、工事は冬までかかるだろうという想定をしておりますので、周知についてはなるべく早くしようとは思っておりますけれども、販売については4月以降になるだろうという想定でありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 副町長。

○副町長 檜山議員の再質問の一部にお答えいたしたいと思います。

単価の関係、先ほど村瀬議員からのご質問がございました。今までの単価それぞれございますので、そこをまず踏まえた上で、近隣町村の状況、そこも加味し、政策的なことも含めた中で検討をしたいというふうに考えてございますので、その点ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議 長 4番、竹林君。

○4 番 村瀬議員の質問に関連で質問させていただきます。

先ほど建設課様のほうからこの広さの理由についてご説明を再度いただいたのですが、私といたしましては村瀬議員のおっしゃることも大変共感を覚えるものでございますので、質問といたしましては販売期間というものはどのくらいを予定していらっしゃるのか、もしくは予定自体が、販売期間というものが期間を区切っていらっしゃるのかというところが1点。

もう一点がもし販売期間を区切っていらっしゃるようで、ある程度の販売期間を終えた後、思ったように広さの点が問題になって販売がかなわなかった場合、今村瀬さんがおっしゃったような形で再度区切ったりするような検討ができるのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

○議長 建設課参事。

○建設課参事 竹林議員のご質問にお答えいたします。

販売期間を決めているのかということでございますけれども、販売期間は何年ということは今のところ想定はしておりません。

それと、区画が大きいという理由で売れなかったときはどうするのかということでございますけれども、区画が大きくて売れないということになりますと区画を分けて小さくするということになりますけれども、その場合は用地調査を必要となりまして、コンクリートくい、石を入れなければならないというのがございますので、それには時間と費用もかかるというのがありますので、直ちに小さくできるというものではございません。時間とお金がかかってしまうということがございますので、その辺でご理解いただきたいと思います。

○議長 長 9番、小形君。

○9番 2款総務費の75ページ中段、ふるさと納税返礼品開発等支援補助金2,000万、赤ナンバー14の28ページ、それと83ページの中段、上湧別分庁舎維持管理に要する経費の工事請負、冷房工事1億5,300万円、赤ナンバー14の30、それと93ページの上段、地域産業・特産品等に要する経費の産業間ネットワーク負担金1,040万円、それと同じく93ページ、空家対策に要する経費の補助金、空き家除却事業推進補助金1,500万ということに対してお聞きしたいと思います。

初めの75ページのふるさと納税返礼品開発等支援補助金2,000万のことについてでありますけれども、補助金2,000万を見て、1個当たりの対象、1事業者1,000万ということで、2事業者ぐらいを対象としているのかなということでもありますけれども、梱包資材の購入等、あるいはパッケージ、パンフレット等、4分の3以内で1,000万ということでもありますけれども、この事業者、まず2事業者ぐらいになると思うのですが、2事業者は念頭に置いている、頭の中に置いているのかどうかということと、それと補助金の審査というところでありますけれども、一番下に書いてあります。28ページの一番下に補助金の審査、選

考委員会というのがございまして、町及び産業団体等による構成ということで、補助金の適否を審査する予定というふうになっておりますけれども、これ受ける人らが受けるのを審査するような感じになるのではないかと思いますので、その２つ、２つ言いましたか……その辺１つ、２つ取りあえずお願いいたします。

次、83ページの中段、上湧別庁舎に冷房工事１億5,000万、クーリングシェルトの考え方があり、こういうのもたくさんつけるということでありまして、現在の湧別町のクーリングシェルト等の対象となっているところは、現在何か所湧別町にあり、どういう場所になっているのか、もう一度ちょっとお伺いしたいと思います。

それと、93ページの上段でありますけれども、地域産業・特産品等に要する経費の産業間ネットワーク負担金1,040万円ということで、これ産業間ネットワークに対する補助金1,040万だと思っておりますけれども、産業間の交流事業等で昨年、一昨年でしたか、地域間交流をもって若者の場を持った１組結婚する人らがおりましたのです。それで、今年はこの事業等にそれが入っているのかどうか。せっかくやった事業等で、即結婚されたという方が私の近くにもおまして、そういう方がおりますので、できたらそういうことが、今年はそれがなくなっているような感じが何かちょっと聞こえてきたものですから、それをお伺いしたいなと思っております。

それと、93ページの空家対策に要する経費、補助金の除却事業推進補助金1,500万、これ令和７年度までの時限立法だったと思っておりますけれども、延長するということであって、令和10年度までということになっていくようなのですけれども、令和７年までの実績と、これ１件100万ぐらいだから15件ほど見込んでいくということのお話でよろしかったのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。確か100万。

○議長 企画財政課未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長 小形議員の１点目のふるさと納税の関係のふるさと納税返礼品開発等支援補助金についてお答えをいたしたいと思います。

予算の計上の中身として、補助金額上限の1,000万円の２件分ということで予算をお願いしておりますが、この部分念頭にあるのかというところでありますけれども、念頭にある事業者さんはまだありません。この議会で議決をいただきましたら、今月末にふるさと納税の返礼品事業者さんの説明会を開催する予定もありますので、その中の議題として、話題として提供はしたいと思っておりますし、広報、かわらばん、ホームページ等でそういった周知をしていきたいというふうに思っております。

それから、選考審査の中身で、選考委員会の構成の部分かと思いますが、記載にありますとおり、選考委員会を設置して町及び産業団体等によるという部分の産業団体等については、農協、漁協、商工会、そういった団体を想定をしております。そういう団体が自分の事業を自分で審査するのかというような意味合いなのかもしれませんが、今回対象となる方についてはふるさと納税の返礼品取扱事業者ということなので、そういう団体も含まれますけれども、審査に当たっては申請者が審査に加わるというようなことは考えておりませんので、審査の段階で外れていただくというようなことになるのだろうというふうに思っております。

次に、産業間ネットワークの関係でありまして、議員おっしゃっているのは結婚活動支援事業の中身かと思えます。今1組の出会いが実を結んだというようなお話がありましたけれども、その関係については私も承知しておりまして、令和6年度の産業間ネットワークの結婚活動支援事業の中で産業後継者の方が1件マッチングをして、結婚したという情報を私もいただいております。令和7年度においては、実は当初予定をしておりましたけれども、女性のキャンセルがありまして、男女の人数のバランスが取れないというようなこともありまして、令和7年度については中止をした経過がございます。

それで、令和8年度どうなのかというところでありますけれども、令和8年度については、行政改革推進委員会の中で産業後継者に限らず一般町民に広げてすべきでないかというご提言をいただいておりますことから、この産業間ネットワークの中では実施をしないということで、結婚支援担当課のほうに引き継いでいるという内容です。ですので、産業間ネットワークの中では結婚活動支援事業はいたしません。

以上でございます。

もう一点、空き家の関係でありますけれども、令和7年度の実績であります。これは事業の費目によって補助金が違っております。不良住宅の除却でいきますと1件100万円、跡地活用除却でありますと1件100万円、不用空き家でいきますと1件50万円というそれぞれ金額が異なっております。令和7年度の実績については跡地活用空き家が1件の100万円、不用空き家除却が20件で994万円ということで、令和7年度の補正予算のときにもその部分お話をさせていただいている内容であります。

令和8年度におきましては、1,500万の計上をさせていただいておりますが、不良住宅の除却が100万円の2件分で200万円、それから跡地活用空き家の除却が3件分の100万円が300万円、不用空き家の除却が20件の50万円が1,000万円ということでの1,500万の計上ということでございます。

以上でございます。

○議 長 総務課長。

○総務課長 小形議員の２点目の質問にお答えしたいと思います。

上湧別庁舎の冷房設備工事に関して、クーリングシェルター、対象はどこかというご質問です。クーリングシェルターにつきましては、気候変動適応法に基づき市町村長が指定する施設になっておりまして、熱中症特別警戒アラートが発表されたときに一般に開放される施設ということになっておりまして、本町では現在５つの施設を指定しております。文化センターさざ波、文化センターTOM、湧別図書館、保健福祉センター、そして最後に役場、上湧別庁舎の３階委員会室の５つの施設としております。ですので、最後に申し上げました役場、上湧別庁舎、これが今度３階委員会室だけではなく、ほかのコミセンの会議室ですとか、そういったところもご利用になれるということでありまして、このクーリングシェルターは昨年度から指定をして運用しているものでございます。

以上でございます。

○議 長 ９番、小形君。

○９ 番 ふるさと返礼品のほうのやつなのですけれども、産業団体、漁業、農業、あとは大きな会社さん等か何か、仲買さん等かなとは思いますが、個人事業主にもなっておりますけれども、団体等にも所属しておりますよね。カキだとか多分個人で出しているような、出荷している、ふるさと納税で出しているような人らも。産業団体、その上の大きな構成団体に入りながら個人で出しているのをまた審査されるというのは何かちょっと、そのたびに抜けなければならなかったりすると何かちょっといまいち、一回一回審査する人がばらばらの構成になるのか、あるいは入っていてもまた審査するという何かちょっとおかしいな状況が生じるのかなと思うのでありますけれども、その辺の違和感ってないですか。私だけですか、この違和感持つのは。

（何事か声あり）

○９ 番 だから、一回一回抜けていくと、それだからおかしくなってしまうのではないのか……

○議 長 今質問は１つだけでよろしいですか。

○９ 番 いや、すみません。それと、先ほどちょっと聞き逃してしまつて、93ページの産業間ネットワークのやつがどこの課に属することになったのかということで、もう一度ちょっとお伺いできればなと思うのでありますけれども。

（何事か声あり）

○９ 番 それは分かっているのだけれども、どこの課に属するかということとは、誰が行う、どの課が行うのかと、それとこれはそしたら見込み件数ということでありまして、93ページの空き家対策のやつは見込み件数で、あ

る程度あるということで問題ないということによろしいということなのでしょう
うか。それだけ3つ、取りあえず。

○議 長 企画財政課未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長 1点目のふるさと納税の返礼品開発事業の
審査の関係でありますけれども、返礼品事業者の中で組合員さん、そこに属す
る組合員さんが入っている、登録返礼品事業者に登録されている場合があります
ますが、そういった部分でもその人が審査をしているわけではなくて、経済団体
として審査に加わっていただくということでもありますので、問題ないかなと思
っておりますが、そういったことで考えております。ただ、農協さんと漁協さ
んは返礼品事業者ということで登録をされておりますから、その方々が使う場
合は外れていただくということにはなるとかと思いますが、組合員さんとして
返礼品事業者に登録されている場合については、外れていただくようなことは
今のところは考えておりません。

以上でございます。

また、空き家対策の関係については、先ほど申しあげました件数がこれまでの
実績を踏まえた中での見込み件数ということで予算計上をお願いしている部
分でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 健康こども課長。

○健康こども課長 ただいま小形議員からご質問のございました産業間ネット
ワークの支援の関係でございますが、令和8年度におきましては健康こども課
におきまして結婚新生活支援補助金というのもやっておりますので、子育て
支援という関係もございますので、健康こども課のほうで所管でやらせていた
だいております。

ただ、先ほどの未来づくり担当課長からもご答弁がありましたけれども、昨
年度の実績として、行政主導でやりましたが、なかなか人が集まらなくて実績
がないということも聞いてございますので、新年度におきましては予算計上は
行っておりません。ですので、今後行政がやっていく場合にどのような形が望
ましいのかよくよく検討した上で今後対応してまいりたいというふうに考えて
おりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議 長 9番、小形君。

○9 番 行政がやったらどういうふうにできるかということでありませ
けれども、札幌市だとかでも結婚に関してのマッチングみたいなのを考えて、市
でさえやっておりますので、いろいろな形があるかと思いますが、取り
あえず今の人らはなかなか町にも出て歩かない、人と交わることをあまりしな
いで、パソコン等に熱中する方も多いような、ゲーム等も多いようなので、あ
る程度その場をつくるというのも町の仕事かなと思うので、仮に1回やって1

組あれば、10回やれば10組できるわけなのですから、まずそういうふうな対策を取りあえず取っていただきたいかなと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長 長 健康こども課長。

○健康こども課長 ただいま小形議員からご意見のごございました内容につきましては、確かに他の行政主導でやっている市町村もあろうかと思えます。また、道が主体でやっているそういう事業もございます。そこら辺も含めまして検討しながら、どのような形がいいのか次年度に向けて検討してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 長 7番、関野君。

○7番 質問したい事項が2つ、あともう一件はお願いでございますので、まず質問したいことからお聞きします。

71ページ、給与費の共済費、職員共済組合負担金1億9,762万円、私以前は農業団体に勤めておりました。そのときには農林年金掛金は事業主が50%、本人は50%、これ町村の場合には市町村共済の関係は、まずは先に掛金率と、それと負担割合を教えてください。事業主負担と職員負担。

そして、もう一項目は、空き家の除去の関係で、ちょっと地域で困っているところがございます。これは93ページ、空き家対策の関係でございすけれども、もう亡くなって誰も住んでいない家なのですけれども、そしてだんだん毎年劣化してきて、トタン剥がれたり、地域住民からも何とかならぬかというのですけれども、また強制的にやると代執行になってくるとまた難しい問題出てくるので、恐らく誰も身内がいらないのです。そういううちの場合どのようにしたらいいのか教えていただきたい。

それと、もう一点は、町の広報紙と議会だよりとかわらばん、とじている穴が右左違うのです。これを何とか一緒にしてほしいと思ひまして、それはお願いでございす。

さっきの質問の2件だけ教えてください。

○議長 長 総務課長。

○総務課長 関野議員のご質問にお答えしたいと思ひます。

1点目の71ページの共済組合の負担金、これの事業者負担と掛金、職員の負担のこの割合ですが、ちょっと今手元にございせんので、後ほど回答させていただきますと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先に広報、かわらばん、議会だより、3点目に言われました点でございす。確かに広報ゆうべつにつきましては、右とじという形になっております。かわらばんは左とじとなっております。議会だよりも右とじという形になっております。その理由としましては、縦書きが多いか、横書きが多いかという理由で

ございまして、広報ゆうべつと議会だよりは縦書きが多いものですから、右をとじるという手法を取っております。かわらばんは横書きということですので、左とじということで取っております。ただ、昨今やはり横書きが多くなってきております。パソコンだったり、スマートフォン、左から右へ目が動く人間の動体習慣もついてきているということもありまして、全道的にも広報は左とじに変わってきている自治体もあります。それで、私どももいろんな懇談会でもそのとじ方についてはご要望も受けておりますので、新年度左書きをベースとしまして、左とじですか、に変更していきたいというふうに現在検討しているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議 長 企画財政課未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長 関野議員の空き家の関係にお答えいたしますけれども、亡くなった方の身内がいらない部分でどうしたらいいかということであります。今おっしゃっている空き家がどういった状態なのかちょっと想像つかないのですけれども、いろいろな手法として、基本的には空き家については個人の財産ということなので、個人の責任の下に管理をしていただくということであります。ただ、例えば朽ちてきて周りに迷惑をかけたりという部分にいきますと、例えば特定空家に認定をして行政で処分をするというようなことも可能ではありますけれども、その場合、行政代執行したからといって町が全部費用を持つという前提ではないので、そういったところも含めて対応しなければいけないというふうに思っております。身内がいらないということになれば財産管理人という制度を利用いたしまして、そういう手続を進めることも可能でありますので、どういった事例なのか今ちょっと把握はできませんけれども、もしご相談があるのであれば、私どものほうで空き家相談という形で承っておりますので、ご相談いただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 総務課長。

○総務課長 関野議員の1点目のご質問、共済組合の負担金の事業者、町と職員の掛金の負担割合ということですが、掛金と負担金につきましては労使折半ということで同額負担という形になっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議 長 5番、姉崎君。

○5 番 73ページの2款1項1目の(4)、ストレスチェックについてです。ストレスチェック業務委託料18万円、こちらチェック内容を誰が管理しており、どのように活用しているのか……すみません、事前に言うのを忘れました。3点質問あります。1点目がそちらの誰が管理しており、どのように活用しているのかです。

2点目が81ページになります。2款1項5目、上湧別庁舎の維持管理に要する経費の燃料費と光熱水費についてです。こちら昨年の予算に比べて160万円ほど、合わせてですが、減少しており、こちらはLEDの設置やエアコンの設置を盛り込んだ上で見込んだ予算計上であるという認識でよろしいのでしょうか。

3点目です。95ページになります。2款1項6目18節の委託料でeスポーツ推進業務委託料です。これ昨年の予算よりも半額ぐらいになっており、一部イベント等を減らすということで、歳出を減らすという内容でご案内あったかと思います。また、湧別高校のほうにeスポーツ部というものがあり、こちらでの業務委託料というのがかなりの部分を占めているのかと私考えておりますが、こちら利用している部活動の人数、こちらをお聞かせください。

○議長 総務課長。

○総務課長 姉崎議員のご質問にお答えしたいと思います。

私からは、1点目と2点目お答えしたいと思います。まず、1点目、73ページのストレスチェックの関係です。誰が管理しているのか、どのように活用しているのかというご質問です。このストレスチェックにつきましては、正職員だけではなくて、会計年度任用職員ですとか再任用職員も行っているものでございまして、年1回検査しているものです。これは、労働安全衛生法に基づき義務づけられている検査、チェックでございます。

誰が管理しているのかといいますと、当然総務課のほうで窓口となって集約をしておりますので、総務課のほうで管理をしているという内容でございます。どのように活用しているのかということですが、当然チェックですので、結果としては高ストレス者という方が出てきます。それにつきましては、本人の承諾を得て所属課長にその部分を開示できることにしておりますので、所属課長にその旨を開示をして、人事評価の中の面談の中でそのストレスの部分の面談をしたり、また共済組合でそういった相談、相談ダイヤル、窓口もございますので、そういったところも紹介する中でストレスの軽減に努めているという内容でございます。

2点目の81ページの庁舎管理の燃料費、光熱水費の関係でございます。前年度よりも予算額が下がっているが、LEDとか、そういったものを加味した計上なのかというご質問ですが、今回の計上につきましては、確かにLEDにつきましても予算計上しておりますが、その部分を計算して出したというわけではなくて、実績ベースで予算を計上させていただいているということです。過去の実績、昨年の実績、おととしの実現を見て、減額して予算要求をさせていただいているということです。ご理解をいただきたいと思います。

○議長 企画財政課未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長 姉崎議員の95ページのeスポーツ推進業務委託料についてのご質問にお答えしたいと思います。

eスポーツの推進の関係につきましては、3年前からeスポーツの誰でも楽しめる、誰でもできるということで、まちづくりの一つのテーマとして取り組んできた中身であります。それで、昨年の予算計上額が1,177万円から今年551万8,000円に減ったという部分であります。予算説明の中で申し上げましたが、これまでの3年間の取組を検証した中で、業務委託をしていた部分をまずはそれぞれの課で自走できる部分は自走をしようということで、委託をせずに自分たちの業務の中で対応するということが1つであります。

また、湧別高校の部活動支援についても令和7年、昨年度を採用した高校魅力化コーディネーターがeスポーツの元選手だったということもありまして、そちらの職員に指導をさせるということで部活動支援については今回取りやめた内容であります。

今回予算計上させていただいている分については、小中学生向けのデジタル講座、これが151万8,000円、それとeスポーツの大会、これが400万円ということで551万8,000円でありまして、事業数としては減らないのですけれども、委託している本数が2本ということなので、減額の理由ということになっております。また、湧別高校のeスポーツ部ですが、令和7年度は3人で活動をしておりましてけれども、3年生2人が引退してしまったということで現状1人になりましたが、令和8年の入学生の中でまた新入部員の入部に期待をしたいということで思っております。

以上でございます。

○議 長 5番、姉崎君。

○5 番 再度質問させていただきます。

2点です。1点目がストレスチェックについてです。ストレスチェックの中では、活用が担当課長に対しての開示が可能であったり、共済組合への連絡先をお伝えするという内容のものであったと思うのですが、こちら町長や副町長はストレスチェックの内容については確認されているのでしょうか。

もう一点がeスポーツに関してです。こちらの大会が400万円という内容でご案内がありましたが、こちら昨年実績で参加者数と大会の回数についてお聞かせください。

○議 長 総務課長。

○総務課長 姉崎議員の2点目のストレスチェックの関係でございます。ストレスチェックの結果について町長、副町長に見せているのかということですが、高ストレス者の割合が何%だったとかという全体の報告はしておりますが、個々の部分については、プライバシーの部分がございますので、町長、副町長

にはお見せしているという取扱いはしてございません。

以上でございます。

○議 長 企画財政課未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長 姉崎議員のeスポーツの大会の実績についてお話をしたいと思いますが、令和7年度のeスポーツの大会については1月、2月だったかな、冬に文化センターさざ波で大ホールを使ってeスポーツの大会ということで、大会と、それからゲームの交流ブースの設定ということで開催をさせていただきました。大会のほうは、午前中が湧別町民限定の大会で、そちらには17の方がエントリーをして大会に参加していただいて、トーナメント方式で戦ったという内容であります。午後からがオープン参加ということで、これは町外も含めてなのですが、遠方は札幌近辺からもしらっしゃっておりまして、22の方が参加をしていただきました。そこで大会を実施をしたところであります。

交流ブースのほうについては、午前中が100名程度、それから午後からも100名程度ということで、観覧者も含めてでありますけれども、そういった来場状況でありまして、当日は遠軽信用金庫のeスポーツ部の皆さんにも手伝っていただいて、大会のほうを開催したという内容でありますので、ご理解をお願いいたします。

○議 長 5番、姉崎君。

○5 番 再度ストレスチェックに関してだけ質問させていただきます。

町長、副町長については、個人の内容は把握はされてはおらず、全体のことで把握されているという内容でしたが、そちらの全体というのは担当課ごとには承知されているのでしょうか、お聞かせください。

○議 長 総務課長。

○総務課長 姉崎議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

全体の報告というのは、何人ストレスチェックを受けて、何人高ストレス者になったという、パーセントとして何%という概要の報告ですので、それぞれの各課ごとの内訳ですとか、そういったものを開示しているわけではございません。全体の報告ということはそういうことでございます。ご理解いただきたいと思います。

○議 長 ほかに質問ありませんか。

○全 員 (な し)

○議 長 なければ、第1款議会費、第2款総務費の質疑を打ち切ります。

暫時休憩します。

休 憩 宣 告 (1 4 : 1 5)

再 開 宣 告 (1 4 : 2 5)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長 先ほどの関野議員の質問にちょっと訂正させていただきたいと思います。

先ほど関野議員の71ページの共済組合の負担金、町と職員どういう分担なのだというので、私全く同じですというふうにお答えしたのですが、一部町負担金の部分がございました。例えば短期給付ですと育児休業給付に係る公的負担金というものの、また厚生年金保険についても基礎年金拠出金に係る公的負担金というものが町だけが負担するべきものとされておりまして、合わせますと、標準報酬月額に対してそれに掛ける1,000分の40程度のものが町のみが負担するというようになっておりますので、完全に町と労使折半ということではなくて、標準報酬月額に対して1,000分の40、町のほうが多く負担するという内容でございますので、訂正しておわびいたします。

○議長 次に、第3款民生費、第4款衛生費の質疑を行います。

10番、下田君。

○10番 129ページ、民生費、(7)で老人憩の家に要する経費、憩の家の利用状況を木工室、陶芸室も含め教えていただきたいと思います。また、老人クラブの利用がないのであれば、早期に木工室等に移転し、取り壊すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

4款衛生費、143ページ、(1)、保健福祉センターに要する経費、保健福祉センター、この施設の冷房方式は現在どのようなになっているのか伺います。ほかの施設同様、個々の部屋に取り付けることで安価にならないかとも考えますが、いかがでしょうか。

157ページ、(6)、その他じん芥処理に要する経費、前年度まで計上されていましたが廃棄物処理委託料とPCB分析調査業務委託料が今回は計上されておられません、その理由をお聞かせ願います。

以上です。

○議長 福祉課長。

○福祉課長 下田議員の老人憩の家の利用状況と、あと憩の家の廃止の関係でございます。憩の家につきましては、利用状況ですけれども、木工室のみが使用されている状況でございまして、1月末現在で133人の利用があるという実績でございます。

それで、老人憩の家のほうの老人クラブの利用はないということでございますけれども、この施設ですけれども、昭和52年に建設された施設でございまして、今年で築49年を迎えている施設でございます。公共施設の再配置実行計画では、第1期の前期でございます令和3年度までに廃止する方針が決定してい

ましたことから、関係自治会ですとか関係団体に対しまして令和2年の7月と11月に施設の廃止に向けた説明会を行ってございます。説明会では、施設廃止に向けました町の方針を説明した上で意見等を伺ってございまして、その結果、老人憩の家を廃止することにつきましては了解をいただいたことから、時期は未定ではございますが、使用団体の移転先の確保ですとか解体工事、こういった部分の財政的な部分も考慮しまして、今後廃止時期ですとか解体等について進めていきたいというふうに考えてございました。しかし、現在まだ木工室の利用があるということで、これら移転先がまだ決まっていないことから、この廃止という部分についてはこれら移転先が確保されてからという形になるのかなということで、今後の検討課題というふうにさせていただきたいというふうに思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長 健康こども課長。

○健康こども課長 下田議員2点目の質問になります。143ページ、保健福祉センターに要する経費の中の冷房設備工事についてご答弁をさせていただきます。

保健福祉センターに設置されております冷房設備につきましては、会議室、集団研修室、機能訓練室、健診室、健康相談室、保健指導室ということで6か所の部屋にそれぞれ設置されておまして、延べ9台設置されておりますが、一体型の埋め込み式の冷房設備になっております。保健福祉センターにつきましては、ご存じのとおり、平成10年度に建設をされた施設でございまして、建設から27年が経過している施設でございます。今までは故障しましても軽微な対応により対応させていただいてきたわけでございますが、昨年6月の末に冷房設備の稼働の試験を行ったところ、そのうち先ほどの部屋のうちの会議室、それから集団研修室、機能訓練室の3室の部屋に設置されております冷房機器でエラーが発生してございます。エラーが発生しましたので、町内の業者、それからメーカーの方にも来ていただきまして点検をしていただきましたが、保健センターの屋上に設置されております室外機等の配電盤が故障しているということで、修繕による稼働が可能なのか点検業者に確認をいたしました。新設時に設置した冷房設備でございまして、経年化に伴いまして部品等がない状況という話を聞いてございます。したがって、今回につきましては、現在壊れている箇所、それからほかの場所につきましてもいつ壊れてもおかしくない状況だということをお聞きしている経過がございまして、令和8年度の予算といたしまして全て冷房設備一式の更新を行うということで1,700万円の予算計上をさせていただいたところでございます。

なお、保健福祉センターにつきましては、先ほどもお話がございましたが、町民の総合健診、それから各種会議室、災害時の避難所、夏場のクーリングシ

エルターと多機能にわたっている施設として利用されておりますので、先ほどお話のありました安価に対応できないのかということにつきましては、一体型ということで、この施設につきましては難しいということでご理解をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 長 住民税務課長。

○住民税務課長 下田議員から3番目のご質問です。ページが157ページ、昨年度予算計上してあったPCB関係の予算が今回ないということで、その理由を説明いたします。

PCBは、ポリ塩化ビフェニルといってコンデンサーや変圧器に含まれている有害物質なものですから、去年の時点で対象の施設にあるものの運搬手数料だったり、あとは処理委託料、分析委託料、そういったものを計上しておりました。個数は変圧器が3基、コンデンサーが8基、そういった設備を前年度中に撤去しましたので、来年度は該当するものがないということで予算計上しておりません。

以上でございます。

○議長 長 4番、竹林君。

○4 番 3款1項1目、心身障害者対策事業、こちらP121と、関連してP129の3款1項3目、その他老人福祉に要する経費、こちらどちらもハイヤーの乗車料の助成金に関しまして質問させていただきます。

今回昨年の予算に比べて大幅な増というふうな形になっているのですけれども、こちらの増加量に関してどういった根拠をお持ちになってこの金額になっているのかお知らせください。

もう一点は、令和6年度の実績の中で、現行の予算の中で券を使い切ってしまったという対象の方が重度障害の方で1名、高齢者の方で4名ということで、とても数が多くはないのかなというような印象を受けております。そのため、こういった歩行困難な方で足りないというときはすごく困りますので、増額に関しては問題はないのかなとは思っておりますけれども、不必要に使われてしまうというところもまた平等の観点から問題かと思われまますので、例年の枚数を超えるときには、今のところは申請全く必要ないものだと思いますので、超えた場合に関して一度申請していただいて、また増額するといったような、そういった運用上のある意味の制約みたいなものは設けることはできないのでしょうか。この2点お答えくださいませ。よろしくお願いいたします。

○議長 長 福祉課長。

○福祉課長 竹林議員の今回の重度心身障害者のハイヤー料金助成、それと高齢者外出支援ハイヤー料金の助成の理由についてと今後の運用の関係のご質問かと思っております。今回ハイヤー料金の扶助に当たりましては、重度、それから高

齢者ともに増額してございます。今回町長の町政執行方針の中にもございましたが、より一層の外出を支援するため今回増額しているというものでございまして、通常でいきますと中湧別、それから北兵村地区につきましてはハイヤー券を96枚、それ以外の地区につきましては192枚ということでこれまで運用してきました。これを先ほど申し上げましたとおりさらなる外出の支援を図るということで、この交付枚数を5割増にしたことによりまして今回その扶助費が増額となっているものでございます。今回のこの増額によりまして、病院ですとか買物、それから友人、知人宅への訪問などあらゆる外出の機会を増やしていただいて、交通弱者に対するさらなる充実ということで今回この助成の増額をさせていただいておりますので、この点をまずご理解いただきたいというふうに思います。

それから、運用状況の関係でございますけれども、こちらにつきましては、この外出支援のハイヤー助成につきましては歩行困難でハイヤーによる通院または買物等を余儀なくされている高齢者ですとか重度障害者の方の利便性の向上ですとか積極的な社会参加の促進、それから生きがいを持てる充実した生活を確保するための目的として、このハイヤー助成券を交付しているものでございます。したがって、こちらある程度外出を主とした目的として交付しているものでございますので、これら特段制約をするというものではなくて、逆に外出をこのハイヤー券を使っていただいて、もっともっと活用してもらって、歩行困難で通院されているですとか買物なんかされている方にはもっと有意義に使っていただきたいということで今回増額させていただいているものでございますので、この運用自体に縛りというか、抑制という部分ですか、そういった部分は今のところ設ける予定はしてございませんので、その点ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 4番、竹林君。

○4番 ご答弁ありがとうございます。

今のご答弁ですと、数字の根拠といたしましては町長の執行方針というものが根拠でございまして、特にこのくらい困っている方がいるよですとかご要望があったというところではないというふうに理解させていただいてよろしいでしょうか。

もう一点、今のご答弁のままですと、一般的な方たちが高齢者に対するばらまきではないかというような意見が出てもおかしくないと思います。そのため、広報でお知らせされる場合にこれの対象者になる方が町民の中でそれほど多くないという点、そのぐらい歩行困難であるというのが重度であるということ、重度の方はもともと重度障害でございますので、その他②の高齢者のほうも人数としては決して多くないというところも併せて広報していただいて、本当に

外出が難しい方がふだんの生活の中で安心、安全で暮らすためにこの枚数の配付になったというところを強調して広報していただけたらありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 町長。

○町 長 竹林議員の質問にお答えしたいと思います。

私執行方針でも申し上げましたとおり、交通弱者に対する支援を積極的にしてまいりたいというふうに訴えております。私は、不必要に交付するものではない、あくまでも病院、買物、そして社会的な交流、そういったものを深めてまいりたいということで今回1.5倍にしております。それで、これまでも就任した直後に乗合タクシーですとか、あるいはライドシェア、そういったものも将来的に見据えた中でどう検討していったらいいかということプロジェクトチームに指示をしております。それで、すぐにはライドシェアというものは遂行できないと思います。その中間的な措置としてタクシーの助成券、それを1.5倍にした中で、将来的にそういったものに移行するための手段として令和8年度については予算の増額をしたということで、どうかご理解をいただきたいと思います。

○議 長 9番、小形君。

○9 番 関連で。今町長から答弁いただきました。今年度の時限立法ということで、時限立法というか、時限的な措置ということではよろしいのかというふうにお伺いしておりますけれども、そのように捉えてよろしいのでしょうか。

また、このハイヤー券について、中湧別地区、北兵村地区ですか、それとその他の地域と分かれてハイヤー券出しておりますけれども、バスに乗れる人はバスでバス券をとということで、遠いところの地区なんかは朝バス1台一回出ますと、厚生病院まで行ってくると1日のそのままバスで真っすぐ帰ってきてぎりぎり間に合うかどうかという状態でもあるのですけれども、町の中の人ハイヤーで結構自由に動けるなと思うのですけれども、バス乗れる人はバスということになると、お年寄りなのですけれども、バスに乗れる状態の人はよりちょうど中間の人が何か不利な状態にあるのかなと。町の中の人バスもそこそこ通っているのにハイヤー券でも乗れる状態があると。そういうふうになると、同じお年寄りで在に住めば在に住むほど何となく損になっているような気がするのですけれども、他地区に住むお年寄りのどの程度の人がハイヤー券を使っているのかも分かったら教えてほしいのと、今年に限りということでハイヤー券のことについてはよろしいのかどうかちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 小形議員のハイヤー券の地区ごとという部分でございます。今回

関野議員から予算要求資料ということで提出依頼がございました。その中に、2 ページでございますけれども、ちょっと大きく分けている部分でございます。令和7年度の実績でいきますと、中湧別、北兵村地区にお住まいの方、この地区にお住まいの方には交付人数が128人、その他の地区、中湧別、それから北兵村地区以外の地区に住まれている方に交付した人数につきましては210人という中身になってございます。

それで、その地区によってちょっと使い方が違うという部分があるかと思っておりますけれども、確かに一部の在住している方にはハイヤー会社も遠いこともありまして、なかなかハイヤーを利用できないという状況もあるかもしれませんけれども、こういった実情も踏まえまして、現在地域公共交通検討プロジェクトチームを立ち上げて、そういった部分も考慮しながら輸送サービスの部分を検討しているということでございますので、その点ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議 長 副町長。

○副 町 長 小形議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほどのご質問の中で、この高齢者外出支援ハイヤー料金等の枚数が時限立法で理解していいかというようなご質問だったと思うのですが、時限立法ではなくて、通常どおりこの枚数で今後いくということでございます。それで、町長からお話のありましたライドシェアの関係がございましたので、ライドシェアの部分については今検討している段階で、事業化するまでにはやはり相当な時間を要すことでございますので、ライドシェアの検討が進んで、実用化に向けてある程度目鼻がついて実施の段階に至るときにあっては、このハイヤー料金の助成の枚数というのは検討してもいいのかなというふうに考えてございますので、その点でご理解を賜りたいと思います。

○議 長 9 番、小形君。

○9 番 ハイヤー遠くなればなるほど金額かかりますので、遠くにいるほど真ん中の都市に近いところに通うのには結構不便であり、病院のあるようなところに通うのは不便であったりします。また、自由に動けるようにといてもなかなかハイヤーではそう簡単に動けない場合もありまして、この金額一律にはなっておりますけれども、その金額で本当に平等かどうかという、ライドシェアも今後考えているようですけれども、その辺はどのように思っているのか、ちょっとお伺いできたらと思うのですけれども。

○議 長 副町長。

○副 町 長 小形議員の再質問にお答えしたいと思います。

平等かどうかというご指摘なのですが、一般質問を受けまして、制度としてハイヤーの助成券が足りないという方は、その回答の中でそんなに多くはない

という回答をしたような私記憶がございます。それで、その中でもより一層町長の執行方針にありますように外出の機会を持って健康でいてほしいという部分も含めて、一般質問の答弁も含めて今回このような措置になってございます。平等かどうかというのは物差しの尺度の話であって、どういう尺度で見るかというのは、確かに尺度によっては平等かどうかという疑問が残ることはあるかもしれませんが、ご要望等にお応えしたいという気持ちの中でハイヤー券の助成を増やして、外出していただきたいということでの趣旨でございますので、決して不平等に町民の方を捉えているというわけではなくて、不便な方が実際にいるということで、枚数がもっとあったほうが良いという方がいらっしゃるということも踏まえた上での予算措置をご提案している次第でございますので、何とぞこの点ご理解を賜りたいと思います。

○議長 長 3番、大野君。

○3番 3款民生費、ページ数は137ページです。昨年の12月の一般質問で私のほうでさせていただいた質問だったのですけれども、旧上湧別保育所の柵を何本か外していただいて、農村センターのほうに行き来がしやすいようにしていただけるということだったのですけれども、修繕料20万円、間違っていたら申し訳ありません。その中に含まさっているのかどうかということと、そしてもし含まさっていなければ、その柵の処理というかはどこに充てられているのか、そしていつ頃していただけるのかお聞きしたいです。

○議長 長 健康こども課児童支援担当課長。

○健康こども課児童支援担当課長 大野議員の昨年の12月の一般質問に関係する予算、どのような状況になっているかというご質問だと思います。実際にフェンスの撤去だとか改修の費用について、特定でこの部分を外して何ぼかかるというのはまだ積算していないですし、まだ現状も確認はしていないので、今後雪解けましたら、農村センターとの駐車場との接続ですので、車両の出入りだとか児童の動線だとか考えて、大野議員おっしゃるように修繕費の範囲内でできるような費用であればこの計上されている予算の中で対応していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 長 3番、大野君。

○3番 あの場所というのは子供たちがよく使う場所だと思うのです。それで、車の行き来とか、今後何かあった場合、子供たちだけで遊んでいて例えばけがをされたりとか、そういったときに早急に救急車を呼んでもらうとか大人の力が必要だとか、そういったときにすぐにでも助けてもらえるような、そういう措置ってすごく必要になってくると思いますので、早急をお願いしたいと思います。

以上です。

○議 長 健康こども課児童支援担当課長。

○健康こども課児童支援担当課長 大野議員おっしゃるように大変子供たち活動していく中でけがだとか事故の心配あるかと思うので、農村環境改善センター管理している教育委員会等関係課と相談するなどして対応をなるべく早くしたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議 長 5番、姉崎君。

○5 番 私のほうから2点質問です。まず、1点目が127ページ、3款1項3目の(6)、高齢者生活福祉センターに要する経費にある17の備品購入費、エアコン11台で600万円という内容でご案内あります。こちらのエアコン、これが121ページに掲載されておりますポレポレゆうべつに設置されるエアコン3台、こちらと比較しましても1台当たりの単価が10万円以上高いのかなと思ひまして、ちょうど関野議員が資料請求していただいております、ポレポレゆうべつのほうでは20畳用が2台と14畳用が1台の合計3台です。亜麻の里のほうは、調理室用に12畳用のが1台、ほかは居室となっておりますので、あまり大型なものではないのかなというふうに想像しております。それであるにもかかわらず、設置料も込みで考えましても1台当たり10万円以上高いということはどうして起きるのか。例えば冷房用に特化されたのがポレポレゆうべつ、冷暖房用だから亜麻の里が高い等、そのような詳しい内容についてお聞かせください。

もう一点が3款2項3目1の扶助費なのですが、ページが135ページです。(1)、ひとり親家庭医療費に要する経費の19のひとり親家庭等医療費扶助490万円が計上されております。こちら本町では高校生まで医療費負担がないというふうに考えておるのですが、この状況で誰に充てる扶助なのでしょう。ご回答よろしくお願ひいたします。

○議 長 健康こども課長。

○健康こども課長 そしたら、姉崎議員の2点目の質問先にご答弁をさせていただきます。

135ページ、ひとり親家庭医療費扶助490万円についてでございます。このひとり親家庭医療給付事業につきましては、北海道の医療給付事業といたしまして、市町村が実施して、経費の2分の1を北海道が補助するといった事業でございます。道の制度におきましては、病気になりましたひとり親家庭などの母または父、そして18歳未満の児童に対する医療費の助成を行うということでございますので、子供だけではなく大人の方についても対象となっている制度でございますので、今回予算措置をさせていただきます。

令和8年度の予算につきましては、過去3か年の助成実績を踏まえた上で助成件数を1,721件、助成額を490万円としまして、前年度より20万円減としてございます。受給者の予定人数でございますが、親の方が53人、子供の方が82人、

合計で135人と見込んでございます。

なお、今年の1月末現在の受給者数でございますが、親の方が54人、子供の方が85人の合わせて139人となっておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 姉崎議員のポレポレゆうべつに設置するエアコンと、それから亜麻の里に設置するエアコンの単価の部分の関係だと思えます。まず、ポレポレのほうなのですけれども、基本的にはこの台数3台ということで、この建物はあくまでも木造で建てている部分でございます。一方、亜麻の里につきましては、こちらコンクリートの部分でございます、こういった部分で非常に壁なども厚くて、穴を開けたり、そういった工事費が加算されているということで、この部分ちょっと割高になっているということでございますので、この点ご理解をいただきたいというふうに思えます。

○議 長 6番、檜山君。

○6 番 1点お聞きしたいと思います。147ページ、飲用井戸水質検査の関係で伺います。

補助金が50万となっております、これは有機フッ素化合物、P F A Sの個人の地下水利用者の水質検査の補助なのかなと思っております。令和7年度からこの補助を開始して、7年度は20件の補助が見込まれていたと思いますが、本年は10件ということで説明を受けたと思います。それで、半減となっておりますが、7年度においては希望者が少なかったのか、この辺の状況をお知らせください。

○議 長 住民税務課長。

○住民税務課長 檜山議員のご質疑に対してお答えいたします。

ページは147ページ、飲用井戸水質検査費補助金、令和7年度の実績の関係かと思うのですが、令和7年度の当初から補助事業を設立しまして募集をかけたところ、2件から相談がありました。この水質検査については、P F O S、P F O Aという2つの項目の検査になっておりまして、この検査が1件10万円という結構高額なものですから、補助金自体は1件当たり5万円を見込んでいました。相談があったのですが、この検査が来年度から一般の水質検査の項目のほうに入るものですから価格が下がるというお話があったものですから、そういったご説明をさせてもらった際にその2件の方はちょっと見送りますということで検査をやらなかったのです。そういうことがありましたので、実績がゼロということです。それを見込んで、来年度の予算については半額という形で計上しております。

以上でございます。

○議長 長 ほかに質疑ありませんか。

○全 員 (なし)

○議長 長 なければ、第3款民生費、第4款衛生費の質疑を打ち切ります。

次に、第5款労働費、第6款農林水産業費、第7款商工費の質疑を行います。

10番、下田君。

○10番 165ページ、6款農林水産業費、(1)、牧野に要する経費ですが、両農協に対する牧野運営事業補助金が前年度と同額の計上となっております。昨今の物価の値上がりが著しい中ですが、この額で牧野の適正な管理は可能なのか伺います。

185ページ、7款商工費、(6)、チューリップフェア運営に要する経費、昨年度購入した園内周遊カート2台ですか、ありますが、この利用状況、利用実績といえますか、日数です。それから、乗車人数、フェア期間内の活用状況等をお知らせください。また、利用状況が低かった場合は原因を精査し、令和8年度へ向けた改善等が必要かと思いますが、その辺の確認をお願いいたします。

187ページ、同じく商工費で(1)、チューリップ公園に要する経費、公園の管理責任者は既に定年を過ぎておりますが、後任の管理者の確保はできているのか伺います。本町最大の観光資源でありますチューリップ公園を今後も維持していくためには、ある程度の専門知識を持った者でなければならないと思いますが、いかがお考えでしょうか。

189ページ、(3)、その他公園に要する経費、昨年12月の風雪で上湧別神社公園の碑が国道側へ倒れ、終日片側通行になり、上湧別学園へ通学する生徒も車道を通らなければならない状況でありました。倒木の所有権はどうであれ、町民に危険が生じていたのに町として車道からの早期撤去はできなかったのか。また、同公園は神社の敷地であります。町の指定公園にもなっております。幸い今回は人や車両などへの被害はありませんでしたが、万が一そのような被害が出た場合の責任及び補償はどのようなになるのか伺います。

以上です。

○議長 長 農政課長。

○農政課長 下田議員からの質問の牧野運営事業補助金の補助額の前年度から増額の件について回答させていただきます。

この補助金の事業内容というのは、湧別町内にあります牧野、東牧野、川西牧野、芭露牧野、これが湧別地区です。上湧別地区には旭牧野、富美牧野、計5か所の牧野があります。それで、こちらのほうの牧野は、今現在の湧別地区は湧別町農協のほうに無償で貸し付けております。上湧別地区のほうはJAえんゆうのほうに無償で貸付けをしております。それで、この牧野運営事業補助金の補助事業の概要というのは、牧野の肥料、あとは牧草の種、その経費の補

助をしております。肥料の追肥事業のほうについては、肥料とその肥料をまく機械の2分の1を町が補助しております。あと、牧草の種のほうは、種代とその種をまく機械、それは全額町のほうで負担しております。そういう補助規則で補助を行っている事業でございます。

前年と同額ではあるのですが、この補助金の来年度に向けての協議の際には各農協の組合長とうちの町長とで協議をしまして、協議の結果、湧別農協組合長のほうから前年と同額で了解をいただいておりますので、この額によって予算範囲内で執行していきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 下田議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点であります、昨年チューリップフェアで購入いたしましたカートの利用実績といった部分でございますが、昨年この周遊カート、フェア期間中トータル7日間、土日の7日間運行を行いまして、利用者数といたしましては大人で584名、子供で118名の利用がございました。大変好評でございまして、小さなお子様からご家族の皆さんがこの2台のカートを乗りたいということで、電動バスも併せてたくさんの皆さんにご利用をいただいたところであります。

また、フェア期間終了後におきましては、一部上湧別のリバーサイドゴルフ場に持ち込みまして、施設管理者用といたしましてこのカートを利用し、プレーヤーの監視ですとかコースの巡回ですとか、そういった部分に使用をさせていただいたところでございます。

続きまして、2点目の公園管理責任者の関係であります。議員おっしゃるとおり、この職員につきましては本年度末をもちまして退職をするといったところでございまして、この後任につきましては昨年度から札幌のほうにおきまして同様に花公園等を管理します事務所を訪問しまして、後任者、適任者の求人を行っていることと併せましてハローワーク、それから全国的に自治体で採用ができますシステムがございまして、そちらのほうにも募集をかけているところでございますが、今現在におきましては応募がない状況でございます。

新年度に向けましては、この部分人事の関係もありますので、ちょっと私のほうからのご回答はできない部分でありますけれども、状況といたしましては、今説明申し上げましたとおり、後任に当たる職員としての応募は、現在技術的な資格を持つ、知識を持つ職員の採用には至っていないといったところでございますので、ご意見をいただきたいと思います。

3点目でございますが、上湧別神社内の倒木ということで、昨年12月、降雪によりまして、湿った雪によりまして神社内の木が倒れて、国道側に倒れたと

いった部分がございました。これを受けまして、速やかに町のほうでという部分でございましたけれども、我々担当としてその情報をお聞きして現場の確認をした際には、既に北電のほうで対応がされていたといった部分がございました、その辺でちょっと連絡をいただいた時間帯の部分が、私どもに連絡いただいて現場確認できたというのがそういった状況でありまして、対応が既に行われていたといった部分でございました。その際にも我々担当と神社を管理します総代含めて現場のほうで確認をさせていただいた部分におきましては、過去からの部分もございまして、敷地については神社の敷地になっているといった部分もございまして、この辺の倒れた木については神社側で処分をするといったことで今まで神社側との話の中では対応をしてきてございます。さらに、先日でございますが、今回のその倒木があったといった部分を受けまして、神社側から今議員がおっしゃられるところの事故があったところの管理責任ですとか、その際の処理に係る経費、それからそこらの当時公園となった経過ですとかご質問があった際には、村の時代の上湧別神社というところの契約ですとか覚書というものが確認できないだろうかということのご質問がありましたので、その部分につきましては回答させていただいているところでありまして、今私がお回答申し上げましたとおり、神社の木については神社側の持ち物といえますか、所有物になりますので、その辺のところでは神社側の責任において処理をしてほしいということの話をしております。この根拠となる部分につきましては、憲法で定められております政教分離の関係、それから宗教団体への公的支出の禁止という項目もございますので、その辺のところについては慎重に対応しなければいけないのかなというふうに感じております。

しかしながら、災害が起きて、二次災害が発生するといった部分におきましては、町としても当然ながらそれらの対応については速やかに対応しなければいけないといったところは我々も認識として持っておりますので、倒れた場合神社から連絡を受けた際、または町民の方から連絡を受けた際には速やかに対応し、二次災害を防止するといったところでは対応させていただきたいと思っています。その後の部分につきましては、また神社側との協議の下そこら辺については整理、対応していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議 長 7 番、関野君。

○7 番 関野議員、体調不良につき5分か10分ほど休憩をお願いします。

○議 長 一時休憩します。

休 憩 宣 告（15：16）

再 開 宣 告（15：25）

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第20号、第3区分についての質疑を続けます。

7番、関野君。

○7 番 1項目だけお聞きします。187ページ、商工費の18番の負担金補助及び交付金、この関係よろしいですか。負担金の湧別原野クロスカントリースキー大会実行委員会負担金450万、補助金、湧別原野クロススキー大会湧別運営委員会補助金446万5,000円、これにつきましては私も以前80キロに1回走ってございます。それと、丸瀬布から遠軽までの23キロ、これも6回か何か走ってございますけれども、3年連続で雪不足とか地球温暖化で満足な長い距離走れていない中で、遠軽町と湧別町の両町で運営されておりますけれども、これおって加藤町長にお聞きしますけれども、運営委員会の中身の中でもうやめましょうとか、そういう話というのは全く出てこないのか、その辺お聞かせください。

○議 長 町長。

○町 長 関野議員の質問にお答えしたいと思います。

私も今回から副実行委員長ということで参画しております。3年連続最長のコースは取れなかったということなわけですが、年々やはり温暖化で厳しいような状況になっております。それで、実行委員会の中ではやめようという話は私は聞いておりません。湧別町長とも協議しているのですが、中には50回までというような意見もあったり、それからこれは縮小してやらなければならないかなということもあったり、いろいろ聞いております。私は、次年度の今度大会長になりますので、交互ですから、ですから実行委員会の中でも将来に向けてよくよく検討してまいりたいと考えております。

○議 長 9番、小形君。

○9 番 私からは、ちょっと認識不足なのですが、185ページのチューリップの湯に要する経費の中段、工事請負費のろ過タンク取替え工事975万円ということで、赤ナンバー14の68ということで、ろ過タンク、何か3個あるということで、5年、6年にも順次更新をしているということなのなのですが、その前にもポンプ取替え工事が（1）でありまして、これは実際やらなければならないことだと思うのですが、ろ過タンク取替え工事というのは消防の一般的なメーター取替えも8年だとか思うのです。このろ過タンクというのは、5年、6年に行ったのと今年やらなければならないということなので、この更新の目安というのですか、耐用年数もあるのでしょうか、その辺は、これをやると次はどのぐらいになるのかとかいうか、耐用年数とか、それはどういうふうになっているか、ちょっとだけお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 小形議員のご質問にお答えしたいと思います。

かみゆうべつ温泉チューリップの湯に係ります修繕の部分でございますけれども、主浴槽のろ過タンクの交換工事といったところでございます。この部分につきましては、ろ過タンクの耐用年数につきましては一般的に15年というふうに言われておりまして、開設以降このろ過タンク3基につきましては交換がされてきていなかった部分ということもございまして、令和5年につきましてはジャグジーの部分、それから令和6年につきましては露天風呂に係るろ過タンク、それから今回令和8年度に主浴槽のろ過タンクということで、この3基をもちまして温泉のお湯の循環をしてきれいにしているといった部分がございますので、3基目となります主浴槽のろ過タンクを来年度、新年度で交換したいといった部分もございまして、これは今回交換すれば今後15年、今回20年ほどたっていますけれども、15年ほどはこのろ過タンクをもって温泉を運営できると、稼働できるというようなことで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議 長 5番、姉崎君。

○5 番 185ページ、7款1項4目観光費、(4)の交流体験施設レイクパレスに要する経費です。そちらの上のほうにあります修繕費が295万円で本年度計上されております。前年度におきましては135万円で計上されており、倍増されている理由について町のほうで把握されているのかお聞かせください。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 姉崎議員のご質問にお答えしたいと思います。

レイクパレスに係ります修繕料でございますが、今年度295万円ということで、昨年度より160万ほど増えているといった中身でございます。来年度の修繕の中身につきましては、施設にあります排煙窓の改修ということで245万円ほど計上させていただいております。この排煙窓につきましては、当然のことながら火災等、煙が発生した際には煙を排出するといったものでございますけれども、建築設備点検におきましてこれらの不具合があるといったことで指摘を受けまして、この部分改修をしたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議 長 6番、檜山君。

○6 番 1点伺います。185ページ、宿泊施設しらかばに要する経費で伺います。

これについては、指定管理で業務委託をしているわけでありましたが、去年の宿泊者どの程度いらっしゃるのかお聞きをいたします。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 檜山議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

しらかばに係ります宿泊者数、利用者数でございますけれども、令和7年度

につきましては、現在実績といたしましては12月末をもちまして900名といったことで確認をしているところでございます。昨年から見ますと、若干でありますけれども、現状12月末では減となっておりますけれども、今後3か月分の数字がまだ報告として上がってきておりませんので、この分を含めると昨年よりは実績としては増になっているというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 長 6番、檜山君。

○6番 増えているということは喜ばしいことですが、しらかばについては、調理人を置くということで指定管理料を増額した経過があるわけですが、調理人は配置されているのでしょうか。お聞きをいたします。

○議長 長 商工観光課長。

○商工観光課長 檜山議員のご質問にお答えいたします。

しらかばにおきます調理員の関係でございます。この部分につきましては、町からの指定管理の募集につきまして人員配置という部分でモデルを示させていただいております、この部分につきましては調理人という形での現在採用には至っていないところであります。募集等を行っているところなのですが、調理人としての採用者、専属の調理人というのはおりませんけれども、しらかばにつきましては調理担当者を置くといったことになっております、これらにつきましては義務づけではなく、指定管理者のほうで判断していただくということになりますけれども、調理担当者を置きまして宿泊者の対応に 대응するという部分になっておりますので、現在のところで調理人という形でいないところで何らかの苦情ですとか、そういった部分直接的にお聞きしている部分はないということで、お客様のご要望にお応えさせていただいているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 長 8番、村川君。

○8番 ちょっと関連でお聞きしますが、今の檜山議員の宿泊人数なのですが、この宿泊の関係で食事つきと素泊まりというのは900名のうちどういう割合になっているのかということです。

それと、恐らくテスト的に行うということで3年間延長をしています。それが今年度で最終年度でないかなというふうに思うのです。この3年間にも調理人を置くということで、たしか五百数十万の調理人の費用として入っているはずなのですが、ずっとこの3年間いたという期間がほとんどないということなので、それらについての対応というのは、今年度で終わるので、どういうふうに考えておられるのかちょっとお答えいただきたいというふうに思います。

○議長 長 商工観光課長。

○商工観光課長 村川議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思いま

す。

しらかばにつきましては、こちらにつきましては観光客、それから地域住民の利用があるといったところでありまして、議員おっしゃるようにその方々の対応ということで調理人を置くような形で募集等々を行ってきたところでありますけれども、議員がおっしゃるとおり、その採用には至っていないところがございます。過去には応募があったところでありますけれども、その方の希望する、考えている部分とちょっと合致しないといった部分がありまして、採用には至らなかったといったところで確認しているところがございます。

先ほど議員がおっしゃられたこの900名のうち、食事を取られたか、取られていないかというところ、申し訳ございません。その辺の内容の数値というのはちょっと押さえておりませんで、その分につきましてはご答弁できないところでございます。

この施設につきましては、令和6年から3年間でその方向性を出していくといった部分がございます。この部分につきましては担当といたしまして若干対応について遅れが生じているところがございますけれども、今後施設の在り方、この施設につきましてはかなり老朽化も進んでおりますので、そういった部分も含めましてこの施設の在り方については早急に方向性を示して、議員の皆様にもお示しできるような形で対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 8番、村川君。

○8 番 恐らく900名のうち、全部とは言わぬけれども、かなりの数の人は素泊まりになっていると思うのです。しらかばの担当者から言わすと、調理お願いした人は断っているというのがもうほとんどだから、900人のうち食事つきが、町の行事あって泊まったときは食事がついているのです。それ以外の部分はもうほとんど食事ついていないということで、調理師がいないということと、全体のこの北見管内の責任者が調理師の免許を持っているからという今まで行政の説明であったのだけれども、それを新たに調理人の分として計上して、もう2年間予算執行してきているのです。本来であればその金額を、五百数十万という調理人の分として上げたわけですから、実際調理師がいなければ、その処理の仕方というのは行政としてはしっかり整理しなければならぬ部分だというふうに認識しているのですけれども、この8年度で終わるということの中で、これこのままこの8年度もずっと通していくつもりなのか、その点についてもう一度伺いをいたします。

○議長 町長。

○町長 村川議員からも再三しらかばに対するご質問をいただいておりますが、私もこのしらかばに対していろいろ問題点を聞いていることは確かでご

ざいます。あえてこのしらかば3年間にしたということは、5年にしないで3年ということはその方向性をどういうふうにするかということですので、令和8年度、最終年度でありますから、これはよくよく皆さんともご相談しながら、観光施設、特にしらかばにつきましてどのような運営形態をするのか、あるいは根本的に何かに変えていかなければならないのか、そこら辺も含めて皆さんの意見を聞きながら慎重に進めてまいりたいと考えております。

○議 長 8番、村川君。

○8 番 町長の試験的なことでやったということのその結果についての対応を今後検討していくということは分かるのですが、調理人を雇用するための予算を組んで執行されている、調理師がいなくてもかかわらず執行されてしまっているということがこれ行政の会計処理として、ここに代表監査委員もいるのですが、これが本当に正当な会計処理なのかという部分なのです。これ以上は聞きませんが、その点、本当に今行っていることが正しいと思って進めているのかどうか、再度ご答弁いただきたいと思います。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 村川議員のご質問にお答えいたします。

しらかばの調理人というところで議員採用されていないというようなことをご質問としていただいているところなのですが、町として指定管理者に対して人員の配置といった中身におきまして、まずもって管理人を置く、管理人を3人、これは施設清掃も含めての部分でございます。それから、調理担当ということで、しらかばを運営するに当たりまして調理を提供できる者を置くといったところでこちらの指定をしているところでございます。調理人として採用すると、調理人を採用して常駐させるといった部分ではなく、今申し上げたようにしらかばを運営するに当たりまして調理を提供できる担当者を置くといったところでこちらとしては指示をして公募をしているところでありますので、この部分についてご理解をいただければというふうに思っております。

○議 長 8番、村川君。

○8 番 もう本当に課長の気持ちも十分苦慮しているのは分かります。ただ、そう言うのであればなぜ食事つきを断るのか。調理師の代わりにそういう代用の人がいてやれるということであれば、食事つきの泊まりを、個人の宿泊を断っている現状なのです。これ現場行ったらちゃんと教えて、我々呼ばれてまでそういうことを教えてもらっているのです、そのことも十分踏まえて、町長、今後のしらかばの運営上については検討してみてください。すみません。そういうことです。

○議 長 町長。

○町 長 しらかばについては、私もいろいろこれまでに審議をした経過を

聞いております。よくよく私実態を検証して今後対応してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 なければ、第5款労働費、第6款農林水産業費、第7款商工費の質疑を打ち切ります。

次に、第8款土木費、第9款消防費の質疑を行います。質疑ありませんか。

○全員 (なし)

○議長 なければ、第8款土木費、第9款消防費の質疑を打ち切ります。

次に、第10款教育費の質疑を行います。

10番、下田君。

○10番 それでは、209ページ、(4)、中高一貫教育推進推進に要する経費、町内の中学生の約半数は町外の高校へ進学し、明年度からは湧別高校入学者の半数以上が町外者となる状況において中高一貫教育は効果を発揮しているのか。どうお考えか伺います。

211ページ、(7)、湧別高等学校存続対策に要する経費、湧別高校存続のための存続対策補助金や学生寮の整備、高校魅力化事業などの実施により明年度は2学級になる見込みとなり、大変喜ばしいところだと感じております。ただ一方、遠軽高校へ通学する生徒は、今年1月からバス賃が25%以上も値上がりし、湧別から遠軽までの運賃が片道980円、1か月定期で3万5,280円にもなり、大きな負担となっているところであります。湧別高校の存続対策は十分に理解できますが、同じ町民の高校生に対し、せめて通学費の一部でも助成する考えはないか伺います。

227ページ、(2)、図書館管理に要する経費、中湧別図書館にスポット型クーラーを2台購入予定ということですが、どこを冷やすためのエアコンなのか。事務所なのか、または来館者が利用する館内用であれば効果がないと思われますが、いかがお考えか伺います。

以上です。

○議長 長 教育総務課長。

○教育総務課長 下田議員の中高一貫教育に効果はあるのかといったご質問であります。中高一貫教育といたしましては、義務教育学校の後期課程の生徒、それと高校の6年間を通した一貫教育を行い効率的な教育を行うこと、それから部活動や生徒会活動におきまして生徒同士の交流が図られるといった活動、あと探究活動を義務教育学校と湧別高校と両方でやっておりますので、そちらを通してプレゼン能力やコミュニケーション能力の育成が図られていること、それと教職員の交流ができることなどがこれらの事業から効果が得られている

ことと思います。中高一貫教育は、まず生徒同士の交流、それから先生同士の交流、そういったことで6年間一貫して教育を行うといったことで、義務教育学校後期の生徒が高校生を見て学んでいくところも多いですし、一緒に部活動、生徒会活動だとかをやって湧別高校に進学していくといったこともありますので、こういったことから効果はあるというふうに教育委員会では考えております。

続きまして、遠軽高校生への通学費の補助についてであります。遠軽高校へ通う高校生の保護者の経済負担が大きいといったことは承知しております。湧別高校の存続は、町の政策で行っていることでありまして、湧別高校の存続は本町にとって欠かせないものであります。そのため、湧別高校を魅力ある学校とするために数々の取組を行っておりますし、保護者に対して、それから学校に対しても各種補助を行っている状況であります。湧別高校存続対策事業は、湧別高校と町外の高校との差別化を図りまして、より多くの生徒に湧別高校に進んでいただきたいという思いで実施している事業でありますので、これらのことから、町外の高校へ通う高校生の生徒には通学費補助については今のところ考えておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 社会教育課参事。

○社会教育課参事 下田議員の図書館管理に要する経費、備品購入費についてですが、スポット型のクーラーについては図書館の窓口に座っている職員と読み聞かせの部屋の利用を考えております。ふだん暑いときには、事務所からちょっと離れているところに窓口がありますので、そちらのほうに少しでも冷たい風を送る。読み聞かせが週末に子供たちが入って、小さな部屋があるので、そちらのほうを冷やすときはそちらのほうに持っていく。状況に応じて、場所によってはすごく暑くなる場所もあるので、そういったところに運用しながら、今後の冷房について検討して使っていく予定でございます。

以上です。

○議長 6番、檜山君。

○6番 1点関連でお伺いいたします。

遠軽高校への通学費の関係であります。経済的負担が大きいというのも確かですが、実態がちょっと分かっていない部分もあるので、お聞きをいたします。どの程度の湧別からの卒業生が遠軽高校のほうへ行かれているのか、過去3か年ぐらいの数字があれば教えていただきたいと思います。

○議長 教育総務課長。

○教育総務課長 檜山議員の本町から遠軽高校に通っている生徒の過去3年間の人数ということであります。遠軽高校に通っているのは、令和6年度で13名、5年度で17名、4年度で26名であります。

以上です。

○議 長 6 番、檜山君。

○6 番 質問の仕方も悪かったのですが、卒業生が何人いて、6 年度でいうと13名というような話だったのですが、卒業生が何名いて13名行っているのか、割合も聞きたい部分もあるので、お願いいたします。

○議 長 教育総務課長。

○教育総務課長 失礼いたしました。令和 6 年度は、卒業生が53名でありますので、割合としては24%になります。令和 5 年度につきましては17名で、卒業生が54名ですので、31%、それから令和 4 年度では卒業生が61名ですので、42%となります。

以上でございます。

○議 長 7 番、関野君。

○7 番 給食費の235ページ、学校給食センターに要する経費 1 億1,955万1,000円、恐らく賄い材料だと思うのですが、今年から国の肝煎りで学校給食費が小学校、中学生、湧別町内では学園ですけれども、給食の無償化になってございます。それで、学校給食の中身の中で、今の子供たちには結構アレルギーの子供たちがいると思うのですが、今学校給食、あと保育所ですか、含めて、アレルギーの子供たちって学校別に何人ぐらいいるのか掌握しておりますか。分かっている範囲で教えてください。

○議 長 教育総務課参事。

○教育総務課参事 関野議員さんからのご質問にお答えしたいと思います。

アレルギーの子供が何人ぐらいいるかというようなご質問だったと思います。こちらで把握しているのは、今年度、令和 7 年度現在で本町の食物アレルギーの対応をしている児童生徒は、義務教育学校前期課程で10名、後期課程で4名、あとこども園、保育所等で9名となっています。これらの児童生徒につきましては、保護者等と毎月個別に食物アレルギーの献立等の確認を行っております。

以上でございます。

○議 長 7 番、関野君。

○7 番 アレルギーの関係の子供おりますけれども、特に死亡事故につながったりしますので、その辺慎重に対応をよろしく願います。

以上です。終わります。

○議 長 9 番、小形君。

○9 番 235ページの学校給食センターに要する経費の給食無償化事業、需用費の3,301万8,000円についてお聞きしたいと思いますけれども、赤ナンバーの14の75ページです。これ実態等よく前にも全員協議会のときにちょっとお伺

いしたのですけれども、前期課程で賄い費が2,000万程度かかり、道支出金が1,600万ということで、手出しが400万ありましたと。後期課程も1,200万程度ありまして、そして今度後期課程をゼロにするということでこの予算がのっております。実質的には湧別町からは、道支出金が1,600万で、一般財源として1,600万ということで、後期課程はゼロになっていないので、これは政策的なことでおやりになるということなのでしょうけれども、今年からゼロということで、ちょっと私も把握はしていませんけれども、学校給食費これから無料ということでもうお金はかからないということで、前期、後期ということなのですけれども、これをどこで聞いたらいいいのかちょっと迷ったのですけれども、ここで聞くのが一番いいのかなと言っていたのですけれども、学校給食等の未納のがたしか何年か前にもあったように記憶してしまっていて、今現在あるかどうかちょっと把握していませんので、お聞きするのはなんですけれども、この未納分が仮にあったとした場合にはこの取扱いはどうなるのか、収入のほうでもいいのかなと思ったのですけれども、ここのほうが分かりやすいかなと思って伺いましたのですけれども、その辺は未納分が仮にまだあったとすれば今後の未納分についての取扱いはどのようなになるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議 長 教育総務課参事。

○教育総務課参事 小形議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

未納の給食費につきましては、これは無償化になるものではございませんので、これについてはもし今年度中に全額徴収できない場合は過年度分として徴収をしていきたいと思っております。また、来年度以降も教職員の方の給食は引き続き徴収させていただきますので、そんな未納の人がいるとは思いませんけれども、万一そうなったらそういう徴収の体制を引き続きしていけないといけないものだと思っております。

以上でございます。

○議 長 9番、小形議員。

○9 番 無償ということで、もうただになるということが頭に入ってしまうと、考え方、当然払わなければならないのもうみんな無償化なのだからいいのではないのかという考えになってしまうのではないかと思うので、改めてやはり区切りはつけたほうがいいのかということも、今まで払った分の方は払っていますし、払わない人がそのままになるということはないように取りあえずしていただきたいかなと思っております。ひとつよろしくお願い申し上げます。

終わります。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

○全 員 (な し)

○議長 長 なければ、第10款教育費の質疑を打ち切ります。

次に、第11款災害復旧費、第12款公債費、第13款予備費の質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 長 なければ、第11款災害復旧費、第12款公債費、第13款予備費の質疑を打ち切ります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

1番、高田君。

○1番 それでは、予算説明書のほうがいいかな、14番の中の6ページ、基金の関係でございます。基金の関係でございますけれども、令和8年度の末で残高の見込額が一般会計で78億9,512万5,000円となりそうです。それで、政策金利が上がってきていますので、その関係で利子率もかなり上昇しております。そのことにおきまして少しでも利子を稼ぐということもございますので、いろんな商品があると思うのですけれども、少しでも、1円でも100円でも多い有利な金融商品を選択すべきではないかと考えております。そのところ、この積立金に関して、基金に関してどのようなシステムになっているのかということとをまずお聞きしますことと、この基金を積んである金融機関との交渉的なものはできるものか、あるいはできないのか、そこら辺をお聞きしたいと思えます。

○議長 長 総務課長。

○総務課長 高田議員のご質問にお答えしたいと思います。

基金の運用という部分でご質問かと思えます。現在基金の管理につきましては、それぞれ町内の金融機関に基金を積み立てているというのが原則でございます。利率が高い北海道債の購入も随時行っている最中でございます。有利な金融機関との金利の交渉、それについてはできる限り進めていきたいと思えますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 長 4番、竹林君。

○4番 同じく基金のところでご質問させていただきたいのですけれども、先般町長が就任されたときに庁舎建てないというところで、未来への建て替えなどを考えると、貯金をして起債をせずに建てたほうがいいのではないかと、このところで、ざっくり毎年1億円ぐらい基金積み立てたらいいのではないかと、いかみtainなことをおっしゃっていたのですけれども、こういったところは今どういったお考えでいらっしゃるのでしょうか。

○議長 長 企画財政課長。

○企画財政課長 基金の積立ての関係ですけれども、一つのルールといたしまして、財政調整基金ですけれども、毎年繰り越した後に2分の1は積み立てなければ、繰上償還財源とかとして積み上げるということになっていきますので、

その分の積み上げというのは確実にやっていこうと思っていますけれども、そのほかの考え方としては余剰金が出たといいますか、今回3月の補正予算ありましたけれども、そこで大分基金の繰入れを減らしたという形がありますけれども、あそこで大分なるべく基金を繰入れを減らしていくというようなやり方をしていきたいというふうに思っております。なるべく節約をしていくという部分も、予算は予算で設計して組んでいますけれども、執行に当たっていろいろなことをやりながら、無駄遣いしないようにして歳出のほうを減らすという、当初入れている基金を繰入金を減らしていくというような形をして、そして来年度繰越金が出た中で約半分積み上げていくというようなやり方を今後も続けていきたいなというふうに、ルールに基づいての処理ですけれども、というふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議 長 4番、竹林君。

○4 番 今のご答弁ありがとうございます。

ということは、特定に基金を創出して、未来のいわゆる固定の庁舎を建てるですとか大きな建物を建てる時に毎年このぐらい入れようというような形で基金をつくり出すというようなイメージではなくて、あくまでこれから未来に向けて支出を減らしていくということで対応するというような予定でいらっしゃるという認識でよろしいでしょうか。

○議 長 町長。

○町 長 基金の積立ての関係なのですが、今企画財政課長から説明したルールに基づいて財調は積み立てていくと。そのほかに決算の状況を見ながら、繰越しがどのぐらい出てくるのか、そこら辺を踏まえながら特目基金の中の公共施設整備基金、そういったものにも積み立てていくと、そんなことも考慮しながら考えてまいりたいと思っております。

○議 長 4番、竹林君。

○4 番 ご答弁ありがとうございます。

もともと僕はもし建てないのだったら基金積み立ててくれという立場ではあったのですが、その後いろいろ調べて、こういった過疎地域においてどういうふうな資産運用したら有利になるかというところを調べたところ、必ずしも将来建築するために貯金を積むよりかは、今のまちを魅力を高めるためにお金を投資して町の人口を増やしたり、町の収入増やすという方法取ったほうがいいかもしれないという考えもありましたので、私としては以前の考えとしては町長に積立てしてくれというお話だったのですが、ぜひ今後はどちらがいいのか、今のうちにお金を使って投資したほうが魅力が増して、最終的に税収が上がるぞというような方向もあるので、必ずしも積み立てなければというところで推し進めないで、いろいろな可能性を広げていただけたらなと思

いますので、そういったお考えお持ちでしょうか。

○議 長 町長。

○町 長 ありがとうございます。おっしゃることはよく分かります。積極的な財政をするのか、あるいは堅実な財政をするか、そこら辺は状況を見定めながら進めてまいりたいと思っております。今原油高が非常に深刻であります。この世の中どういうふうになっていくかというのも分からない状況でありますので、そこら辺の経済情勢、政治情勢を見極めながら私は財政も運営してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議 長 10番、下田君。

○10 番 33ページ、宿泊交流施設 Y u r a Y u b e t s u の使用料です。学生寮 1 万 5,000 円掛ける 11 人で 12 か月、198 万円、一般宿泊者、そうなりますと 107 万 8,000 円の計算になりますか。この学生寮使用者、学生の 1 万 5,000 円ですとか一般宿泊者が 107 万 8,000 円というこの積算根拠について教えていただきたいと思います。また、寮費、道内者月 3 万円、道外の方は 1 万 5,000 円の算出根拠、安過ぎないかということです。伺います。部屋代は無料としても、食事代の実費と光熱費の一定額は負担してもらうべきではないかなと思いますが、いかがでしょうか。近隣町村、例えば遠軽町と比較すると非常に安いのではないかと、そんなふうに思います。また、一般宿泊者はどの程度受け入れるのか伺います。

51 ページ、建物貸付収入、コインランドリーですが、貸付料は月額幾らを見込んでおりますか。コインランドリーの借受け業者、運営業者はどこになるのか伺います。また、実質的な運営を行う業者は町内業者か、町外業者か。また、その業者の募集時期、募集方法、また運営業者を募集及び選定するのは借受け業者に一任し、町は関与できないのか伺います。

61 ページ、湧別歯科診療所管理者負担金 215 万 4,000 円ありますが、上湧別歯科診療所と運営方法が異なるようですが、その理由と今後の方針について伺います。

以上です。

○議 長 企画財政課未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長 下田議員の 33 ページ、宿泊交流施設 Y u r a Y u b e t s u の使用料の関係であります。305 万 8,000 円を計上しておりますが、この部分の内訳につきましては、湧別高校に入ります入寮生 11 名分の寮費、この方皆全て管外の方でありますので、1 万 5,000 円の 12 か月分の 11 名ということで 198 万円であります。そのほか一般利用については、ちょっと利用の状況がまだ見込めない部分がございますが、一つの仮定の中で 161 泊分というちょっと半端な数字なのですが、161 泊分に宿泊単価を掛けまして 95 万 7,000 円とい

うことでございます。そのほか宿泊者の食事代ということで12万1,000円ほど計上いたしまして、305万8,000円の歳入への計上ということでございます。

次に、コインランドリーの関係であります。これは建物貸付収入の中でコインランドリーの関係については、当初5年間については月額1万円の使用料をいただくということにしておりまして、その後経営等の状況を見ながら月額5万円にするということで事業者との打合せが済んでいるところでございます。

それから、事業者の選定の関係については、まず官民連携ということで建物は町で建てて、中の機材は業者さんで行うというわけですが、この業者さんについてはコインランドリーを展開しているオクラボという事業者に対してコインランドリー運営事業の候補者選定委員会において提案を受けまして、オクラボさんと建物の賃貸契約をして運営していただくという内容になっております。実際に運用するのはオクラボということなのですが、その法人が直接運用するのか、フランチャイズオーナーを設定するのかというのはそちらのほうにお任せをしております。実際のところフランチャイズオーナー方式を取って、4月の1日のプレオープンから始まるということで準備が進んでいるようです。そのフランチャイズオーナーの募集については、オクラボさんのほうでホームページの中で募集をして、また湧別町内では商工会報にもそういった記事を載せて募集をして、そちらのほうで業者さんのほうで選定をしたということ聞いております。

以上でございます。

○議長 健康こども課長。

○健康こども課長 下田議員からご質問がございました61ページ、湧別歯科診療所管理者負担金の関係でご答弁をさせていただきます。

まず、湧別歯科診療所につきましては、前任の田川歯科医師の退任に伴いまして昨年の12月27日より休所に入りまして、その後2月9日より現在の新しい歯科医師の下で開設を再開させていただいております。湧別歯科診療所の維持管理経費の考え方でございます。湧別歯科診療所の歯科医師変更に伴います今後の診療所の維持管理経費の負担についてでございますが、基本的には以前の西川医師が湧別歯科診療所を開設していたときと同様の取扱いをすることで考えてございます。湧別歯科診療所で得ます診療報酬につきましては、全て新しい谷原氏の収益となりますので、当該診療所の開設及び運営に係る経費につきましては全て谷原氏のご負担により対応していただくことになります。しかし、令和7年度の後任期間及び令和8年度につきましては開設が間もないこともありまして、谷原氏のご意向もございまして、運転資金の面も考慮いたしまして湧別歯科診療所の施設維持に係る光熱水費の支払い方法につきましては、

現行以前の田川歯科医師と同様の取扱いをすることで協議を了している経過がございます。具体的には、湧別歯科診療所に、建物につきましては町の所有物でありますので、毎月の光熱水費等の施設維持に係る経費分につきましては一旦町側で支払いをさせていただき、実績に基づきまして同額分を年2回に分けまして歳入予算で今回計上させていただいております215万4,000円を谷原氏から町側に支払っていただくものでございます。このような経過からございまして、令和9年度以降につきましては上湧別歯科診療所、湧別歯科診療所とも同様の考え方で進めてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議 長 企画財政課未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長 下田議員の先ほどのYura Yubetsuの学生寮の月額使用料についてのお話がありまして、答弁漏れでありました。大変申し訳ございません。

Yura Yubetsuの条例につきましては、昨年12月定例会で議決いただきまして、その中で料金設定をさせていただいております。その料金設定をした根拠といたしまして、Yura Yubetsuの管理委託料が約4,000万であります。今回予算計上もさせていただいております。その分が入居で学生が入って利用率を100%として考えた場合に、月額で9万円をいただかないとペイできないという試算を立てておりまして、そういうところでないとペイできないという状況でありましたが、学生寮の月額寮費がそれぞれの町の実態を調べてみますと3万円から6万円の範囲で動いているという実態があります。そういった生徒の募集の仕方にもよりますけれども、そういった状況から1か月まず6万円でちょっと線を引いてみました。そして、湧別高校の交通費扶助の上限額が3万円になりますので、その分を差し引いて3万という数字を一つつかんでおります。そういった状況で料金の上限については3万円ということでありまして、1万5,000円、安くないかというところでありまして、政策的な部分で1万5,000円にさせていただいている中身であります。遠軽高校の先ほど一例出しましたが、遠軽高校の学生寮、何棟かありますけれども、その中の一つが7万円の寮費をいただいているという実態もあります。そこで町から3万円の補助金を出しているということなので、一月4万円で町外の方は利用しているという実態もありましたので、そういう根拠の中で寮費を設定したということでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議 長 7番、関野君。

○7 番 1点だけ教えてください。湧別高校の寮に入る学生の昼飯ってどんな形になるのですか、高校生の昼飯。ちょっと教えてください。

○議 長 企画財政課未来づくり担当課長。

○企画財政課未来づくり担当課長 関野議員にお答えいたします。

寮生の食事につきましては、平日3食提供するということでありまして、昼食については、時間指定の中で学校に寮から配送すると、お弁当を持っていくということで今準備をしておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議 長 5番、姉崎君。

○5 番 私からは、33ページ、14款の1項4目、チューリップ公園の入園料に関してです。こちら昨年度と比較しますと約350万円の減少を見込んでおられます。一方で185ページにあります7款1項4目のチューリップフェア運営に要する経費においては、今年40周年のイベントがあるということからも480万円ほど増加しております。こちら予算としては歳入の部分減少を見込んでおられますが、この予算の予算案として基となっているものは単純に昨年の実績から用いた数字なののでしょうか、それともこのイベントを加味して、入園者が増える可能性も加味した上での予算案なののでしょうか。お聞かせください。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 姉崎議員のご質問にお答えしたいと思います。

チューリップフェアの公園入園料の関係でございますが、昨年から350万ほどの減となっているといった部分でございます。実は、この関係につきましては、7年のフェア、昨年行いました5月のフェアにつきましては一部キャッシュレスを導入しております、電子決済という形になります。このキャッシュレスの導入によりまして現金収入という部分が減るということで、今年度の8年度の公園使用料につきましてはその部分を差し引きまして、総体で3,044万7,000円という形での試算をさせていただいております。実際のところ全体で人数的には5万3,600人ほど現金収入を見込みまして、その残りにつきましては、7万人を今年目標として40周年記念掲げておりまして、その7万人を目指して我々担当としても頑張りたいというふうに思っておりますので、この差額分につきましてはキャッシュレスでの収入を見込みたいということで入園料につきましては設定をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議 長 5番、姉崎君。

○5 番 今キャッシュレス分が約2万弱の人数分あるのかなという内容でご答弁いただきました。ありがとうございます。このキャッシュレス分につきましては、どちらの項目に記載されているのかお聞かせください。

○議 長 休憩します。

休 憩 宣 告（16：29）

再 開 宣 告（16：32）

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○商工観光課長 大変申し訳ございません。私ちょっと内容的なことを間違っておりまして。昨年からの減の部分につきましては、先ほどキャッシュレスという話をしましたが、これにつきましては当然ながらこの公園入園料の中に、ちょっと遅れては入りますけれども、そのキャッシュレス分につきましても公園使用料としてこの3,044万7,000円の中に入ってくるということになります。差額につきましては、昨年実績に基づきまして財政調整をした中で実績を上げたところではありますが、昨年につきましては過大に予算を見込んでいたという部分がございます、この部分につきましては本年度実績に基づきまして数字を、歳入を見込んだといったところでこの350万という差が出てきております。大変申し訳ありませんでした。

○議 長 5番、姉崎君。

○5 番 参考のためになのでございますが、昨年度の実績のほうをお聞かせいただきたいです。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 昨年度の令和7年の入園料の実績といたしましては2,413万1,650円ということで、この有料者人数の対象といたしましては4万2,125人の入園者からいただいた入園料となっております。

○議 長 そのほかに質疑ありませんか。

○全 員 (な し)

○議 長 なければ、歳入の質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論を終結します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。残りの案件については、明朝午前10時から再開し、審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定いたしました。

本日は、これで延会いたします。

延 会 宣 告 (1 6 : 3 5)

この会議録は書記をして記録されたものであり、この内容が真実であることを証するため、ここに署名する。

湧別町議会 議長 脇坂敏夫

湧別町議会 議員 大野真紀

湧別町議会 議員 竹林通人